

第7回

ジェトロ環境社会配慮ガイドライン策定委員会

平成19年4月27日(金)

独立行政法人 日本貿易振興機構

事務局（植田） おはようございます。本日はお忙しいところをありがとうございます。

それでは、議事を委員長にお願いしたいと思いますが、環境省の資料をお配りしておりますので、まずはこちらからお願いいたします。

原科委員長 おはようございます。

それでは、最初に日本の国レベルの状況についてご紹介したいと思います。「戦略的環境アセスメント導入ガイドラインについて」ということで、環境省が4月5日付けで公表しております。3月いっぱい戦略的環境アセスメント総合研究会の報告書がまとまりまして、それに基づきましてガイドラインも取りまとめられました。これはS E Aの共通ガイドラインでございまして、環境影響評価法の対象13事業のうち発電所以外の12事業共通のガイドラインです。

発電所もぎりぎりまでその対象になっていたんですけれども、後ろに付けました『朝日新聞』の記事に書いたように、最終の委員会、土壇場で発電所は外れることになってしまいました。共通ガイドラインをつくる立場からいうと大変残念なことなんですけれども、S E Aのためには早期からの情報公開が必要ですので、情報公開が難しいということで電力業界とか経済産業省からかなり強い抵抗がありまして、最終的にはこんなことになってしまいました。大変残念なことです。

特に電力業界は、今、情報公開の促進、推進を求められておりますので、そういった点からいっても大変残念なことであります。しかし、C S Rという企業の社会的責任ということ各電力会社は言うておられますから、共通して足並みをそろえるのは難しくても、先進的な電力会社はぜひ早めにこのガイドラインに参加していただきたいと希望しております。

ガイドラインの内容はそういうようなことで、詳しくはホームページとか、研究会の報告書はもう公表されておりますので、これは手に入ります。印刷物は環境省に連絡すれば入りますし、ホームページからもダウンロードできます。

『朝日新聞』の記事を見ていただきたいんですが、「新環境アセス 発電所の適用除外は疑問」と書きました。これはS E Aのことを考えると大変重要なことが含まれております。特に電力会社は、最初の部分に私が書いておりますけれども、事故隠しやデータ改ざんなどの不祥事が相次いで明るみに出ておりますね。しかし、各社が真に反省しているのか疑問を抱かざるを得ないという状況になってしまいました。なぜならば、早期の情報公開が必要な新しいアセスメントに強硬に反対してきました。あとはここを読んでいただければわかりますけれども、その結果として最終段階でこれは外れることになりました。

縷々反対意見がございましたけれども、真ん中に書きましたように、日本の電力業界やその関

連分野の研究会委員は「新環境アセスがなぜ必要かわからない」と。新環境アセスと申しますのは、「日本型S E A」と我々は言うておりますけれども、戦略的環境アセスメントの中でも意思決定段階では一番低いところ、事業段階に一番近いところで行うものです。事業、あるいはプロジェクトの前の段階は通常プログラム段階と言いますが、そのさらに前はプラン段階、一番最初はポリシーですね。ポリシー、プラン、プログラムと順番にいくと、理念的にはそう整理されます。そのプログラム段階でのアセスメントですから、事業段階に一番近いわけですね。

具体的には施設の位置とか規模等を決定するその検討段階で行うということです。国によっては通常のE I Aでやっている国もかなりあるわけですが、日本ではやっておりませんので、この新環境アセスではそこまでやりたいということで話がまとまりました。そうすると、ある程度早い段階、特に立地の検討段階での情報公開が必要ということになりますから、そのところで、3段目に書きましたように、「事業計画段階での情報公開は企業利益を損ない、立地を困難にし、電力会社の競争力を減じる」といったような主張がございました。

しかし、事業計画の情報公開は、先進国に限らず途上国でも広く行われております。このことは我々の研究会で我々も随分議論しております。ご存じのとおりです。その結果、企業利益や競争力を損なうといった問題はほとんど聞かれないですね。それから、立地紛争というのは、我々の経験でわかりますけれども、早期の情報公開の方が解決の可能性が高い。これは我々はよくわかっているわけです。そういう点から言っても非常に後ろ向きな議論だなと思います。

そういうことで、この研究会でも議論しまして、こういった反対理由が合理性を欠くことが研究会の議論で明らかになりました。その結果、2月末の研究会でこのガイドライン案が合意されて、発電所も含む13事業すべてが対象で公表されたわけです。そういうような経緯からいうと、3月の最終の会議でひっくり返ったのはすごくおかしなことなんです。我々の研究会の議論にはいろいろな圧力がございました。電力会社とか経済産業省です。環境省がそれに押し切られた格好で、2行の文章が最終の報告書案にその日突然つけ加えられました。

下から2段目に書いてありますが、「発電所については、結論が得られなかったので、これを踏まえた取り扱いが必要」という文言です。これは事実と違うわけです。さっきからお話しているように、案をまとめる段階で発電所も対象にすること自体結論が得られているんですね。ただ、民間事業なので取り扱い方をちょっと変えてもらいたいと、そこまでは合意したわけです。ですから、結論は得られていたのです。これは全く違うわけです。

そういうことで、当然、委員から激しい反対意見が出まして、12人の出席委員のうち1人だけ、1人の方は「発電所をつくる支障になる」とずっと主張してこられた方で、その方は「そうだとおっしゃったんですけれども、ほかの人は「我々の議論と全く違うことが急に出てくるのはお

かしいじゃないか」ということです。これは事務局の抵抗でこのようになってしまったわけですが、その背景には政治的な力とか省庁間の力関係がきいたわけですから、大変残念なことであります。その意味では不透明な部分があります。この電力事業に関係するところはこのようになってしまいました。また、このジェットロ委員会も経済産業省との関係が深いわけですが、国際的な視野を持ったこの委員会のメンバーはそんなことはないと思いますが、そういった非常によくないことがありました。

そんなことがありますから、これは一つの反省材料として、我々のこの研究会ではぜひ世界に対して恥ずかしくないものをつくってもらいたいと思います。ちなみに、私の書いたものは大変反響があったそうです。朝日新聞社の中でも評判になって、英文に訳して世界に情報発信したいということで、『ヘラルド朝日』の本日号に載っております。ぜひ後で見たいと思います。このことは英語で世界で情報が発信されます。非常に恥ずかしいことなんですけれども、こんなことがありました。

しかし、一方で12事業を対象に共通のガイドラインができたこと。つまり、これまでの事業アセスよりは進んだアセスを国としても基本的には進めると、これは新しい段階に入りました。その点ではジェットロはさらにその上の段階に行くわけですが、意思決定のより早い段階を対象にジェットロでガイドラインをつくれることは非常に意味のあることだと思います。ですから、国全体の動きと歩調を合わせているところです。全体の流れとしていいことだと思いますので、ぜひいい方向に押し進めていただきたいと思います。

そんなことで、これをご紹介いたしました。

それでは、本日の議題にまいります。今のような背景がございまして、いろいろ事態は変わってきておりますので、ジェットロはぜひ先をいっていただきたいとお願い申し上げます。具体的な作業もしていただきましたワーキンググループ報告ということで、柳副委員長にワーキンググループの主査をお願いしております。結果のご報告をお願いします。

柳副委員長 それでは、私から4月18日に開催されたワーキングの議論の概要についてご説明したいと思います。お手元に当日配布した資料がありますが、その資料の中身を見ながら説明させていただきます。

そこで議論された内容につきましては、事務局で整理していただきまして、その後、各出席委員からコメントがあれば提出してほしいということで、コメントを求めまして、最終的な取りまとめをしたものを本日皆さんのお手元に資料として出しております。ディスカッションは2時間半にわたって行われたわけですが、いろいろな意見が出されました。

最初に、資料の4にディスカッションのポイントがありますので、それをごらんいただきたい

と思います。今回のワーキングにおいて、まず案件形成関連調査に関するガイドラインの位置づけを明確にしましょうということを最初に確認してから議論に入ったということです。

この議論では、松本委員、満田委員から案件形成関連調査に関する資料が提出されております。それがお手元の資料の後ろの方に「各委員からの提案」という形で出ていると思います。それから、ジェットロ側から手続きを含めた提案ペーパーということで、松本委員と満田委員、ジェットロ側の提案ペーパーに基づいて議論を行ったわけです。議論のポイントの中で、特に議論が伯仲したところは、F Sという言葉が経産省の仕様書において「実現可能性調査」ということで、これまでもF S（フィージビリティ・スタディ）についての言葉は多用されているということで、ワーディングの整理ということが最初の議論になりました。

に書いてありますように、「地球環境プラント」「民活」「石油資源」の案件形成関連調査は、案件の発掘が目的であると。基本的にはF S調査は対象としていないということであったわけですが、松本・満田両委員からも指摘されましたように、過去の調査報告書について、しばしばF Sという言葉が多用されている、仕様書にもそういった用語が使われているということで、ここが混乱のもとになっているというような議論であります。

2番目は、案件形成関連調査については、スクリーニングの段階でカテゴリー分類するのかどうかということで、松本委員から出されたカテゴリー分類をして議論したということであったわけですが、いろいろと議論がありまして、環境社会影響のあるものとなないものといった、「ある」「なし」で分類することでどうであろうかという形で整理されました。ただし、必要があればカテゴリー分類といった範疇のものを考えるのは妨げないということで、必要に応じてカテゴリー分類も検討しましょうということではありますが、基本は影響があるかないかで分けるのがベターであろうということです。

3点目は、案件形成関連調査で、次のステップにおいて必ず調査すべき環境社会配慮項目を明示することが原則であるということです。しかし、調査実施後に結果的に調査結果が項目の明示を超える内容となったものについては、当該部分の記述がF S調査として誤解されないように、書きぶりに配慮すべきであろうということです。

こういった形で整理がされたわけですが、その後の各委員に配布したときのコメントとして、満田委員から出されたコメントがあります。これは満田委員に後から補足していただけるかもしれませんが、コメントとして、このワーキングでおおむね各委員の合意がとられたものとして、本委員会に報告する内容として整理されたものです。

ワーキングでは、案件形成調査がその後F Sとして扱われるということについて、そういうことも可能ではないかという議論ではあったわけですが、今後とも案件形成関連調査におい

ては、環境に影響がないものを除いて、F Sの対象にしないということについてのみ合意されたものと思うということで、その点については明記してほしいといったコメントです。

簡単ですけれども、以上、前回のワーキングで議論した結果についてご報告いたしました。

原科委員長 どうもありがとうございました。

今、ご報告いただきましたことに関しまして、補足的に、いろいろ資料がございますので、順次、重ねてご説明いただきたいと思います。今の報告内容に対しまして補足することはございませんでしょうか。

満田委員 おおむね今、柳副委員長のご説明のとおりなんですけど、私、3点目につきましては、報告書の記載についてはこれから議論が始まるのかなと考えておりますので、その点だけ注意を喚起したいと思います。

原科委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、さらに資料が幾つかありますので、順次、資料についてご説明いただきたいと思います。

まず、「案件形成調査に関する環境社会配慮の手続き（案）」について、ジェットロのご担当からご説明いただきたいと思います。

これは清水部長ですか。

清水部長 はい、清水でございます。

タイトルが「案件形成調査に関する環境社会配慮の手続き（案）」という添付資料も含め3枚の資料をお届けいたしました。

具体的な中身に関しましては、先般、ワーキンググループでお示ししたものに、前段の数行の文章をつけさせていただいたというスタイルになっております。1.以下のところは、前回のワーキンググループでお配りした資料と基本的には同じ構造になっております。若干、ワーディング等で変わっている部分はございますが、フローについてはほぼ同じでございます。一つひとつ読み上げることはいたしませんけれども、ポイントを説明してまいります。

最初の何行かは、全体の考え方を示したものでございます。頭に「ジェットロ案件形成調査はあくまで案件発掘、形成のための初期段階の調査である」という、先般のワーキンググループでも議論になった点を改めて書かせていただいております。そして、「原則として他のスキームを用いた次の段階の調査が実施され、その過程で環境社会配慮を含めた案件実施に向けた諸要件が満たされることを予定している。したがって、」という文章で、我々が何を考えるべきかという部分につなげる文章構造になっております。

つまり、「本調査において求められる環境社会配慮は、次の段階の調査で必須となると考えら

れる環境社会配慮調査項目の絞り込みを行い、その結果を報告書に明確に記述することである。」ということをごさしまして、その下にガイドラインの目的が幾つか書いてございます。

「目的は、対外的な透明性を保ちつつ、調査における環境社会配慮の実施及びジェットロによるその確認を適切に確保することである。本ガイドラインでは、そのための具体的な手続きと作業に用いる様式及び参考資料を以下の通り定めるものとする」ということをごさ致します。

それ以下の手続き部分については、1.が審査・採択段階、2.が案件の契約段階、めくっていただきまして、3.が調査の実施段階、4.が調査報告書の精査段階、5.が調査報告書の公開、という構造になっております。

まず、最初の審査・採択段階でございます。案件形成調査の提案者、つまり提案企業は、提案時に所定のスクリーニング様式を用い、当該案件が最終的に実施された場合の環境社会配慮を検討し、その検討結果を他の提案書類とともにジェットロ担当部に提出する。担当部というのは我々産業技術部ということになります。

担当部は、その記入内容をチェックし、環境社会影響に関する検討結果が適正か審査をする。その審査にあたっては、お手元にクリップ止めのもので、「アジア諸国の環境アセスメント対象事業」というものが配布されているかと思えますけれども、これを参考としつつ、必要に応じ海外事務所の助力も得るということをごさ致します。

その検討結果をジェットロの総務部環境審査担当に提出し、同担当による審査を受ける。

それから、採択された候補案件につきましては、外部有識者による審査委員会もしくは専門委員会で検討結果の適否を審査する。

それから、採択案件の公示に際し、環境社会影響に関する検討結果を案件毎に明示するということをごさ致します。

次に、契約段階でございます。担当部は採択案件の提案者に対し、案件の環境社会影響の程度に応じた環境社会配慮調査も含む、調査の実施計画書の提出を求める。

担当部は、提出された実施計画書が当該案件に相応しい環境社会配慮調査を含んだものであることを確認した上で、契約を締結する。

その際、環境審査担当は、実施計画書が相応しい環境社会配慮調査を含んだものであることの確認に協力し、必要な助言を与えるということにしております。

めくっていただきまして、実施段階でございます。調査の実施者は必要に応じ環境社会配慮を専門とする者も派遣し、現地調査を実施する。環境社会配慮調査の具体的項目としては、ということで、 と書いてございます。1つ目が相手国政府の環境影響評価制度の内容確認、2つ目がこの段階で想定可能な案件立地点の自然、社会環境、等に関する情報の収集ということでご

ざいます。

それから、必要な案件については、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目の選定を行うということでございます。必要な案件については、というのは、最初の段階で所定のスクリーニング様式を用いまして、環境社会配慮が必要かどうかということをチェックしますので、それを踏まえてこういう書き方になっております。

それから、この調査項目の選定にあたっては、一般に公表されている国際協力銀行「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料を参考とします。

担当部は、中間報告時等において、調査項目をチェックし、調査が当該案件に相応しい環境社会配慮調査を含んだものであることを確認する。

環境審査担当は調査項目のチェック及び相応しい環境社会配慮調査を含んだものであることの確認に協力し、必要な助言を与えるということでございます。

4. が報告書の精査段階でございます。担当部は、提出された報告書を精査するにあたり、調査が相応しい環境社会配慮調査を含んだものであることを確認する。

環境審査担当は担当部の確認作業に協力し、必要な助言を与えるということでございます。

最後は5. 公開でございます。これは現在も同じでございますが、和文報告書を国会図書館及びジェットロビジネスライブラリーに配架し、同報告書の要約をジェットロホームページに掲載する。

こういう大きな流れを書かせていただきました。

それから、添付させていただきました資料は、最初の審査・採択段階のところでは書きましたスクリーニング様式の案でございます。ごらんになって皆様お分かりかと存じますが、基本的にはJICAの「スクリーニング様式」を参考にさせていただき、項目を精査し直したものでございます。細かいワーディングについては、次のワーキンググループの場で一行一行議論していく必要があるのかとも思いますので、ここでは詳細は省かせていただきます。大きな項目立てにつきましては、最初に、案件名とか実施者等々の詳細を書いております。

それから、質問事項としては、こういった場所で行うのか、どんな案件概要か等があります。予定地域がどういう場所に該当するのかといった点が質問3。それから、具体的にどういうことが発生する可能性があるかというのが質問4です。例えば住民移転のようなことが発生するのであれば、ここでチェックをするということになります。質問5は、どんなセクターかということでございます。鉱業開発とか港湾などの区分をチェックしていただくということでございます。

質問6が、環境影響評価が必要かどうかということを書いていただく質問でございます。それから、許認可が必要な場合、それを書いてくださいというのが質問7。それから、実施した場合

に予想される環境社会影響は何かをチェックしていただく項目が質問8、という構造になっております。

私からは以上でございます。

原科委員長 ご説明、どうもありがとうございました。

今のご説明の中でクエスチョンとありますが、簡単なことでご質問ございましたら、お願いいたします。

岡崎委員、どうぞ。

岡崎委員 あくまで確認でございますが、ここで言う「環境社会配慮調査」というのはどこまでを求めるのかということを確認させていただきたいんです。

3.の調査の実施段階というところで、「具体的項目としては、まず」ということで と が書いてあって、必要な案件については調査項目の選定を行うと書いてあるんですね。このことが調査だと、すなわち第一段階で求める調査は情報収集をやりなさいと。そして、さらに必要な案件については、実際に事業が行われる場合に必要とされる調査をすべき項目を選べという、二段構えになっているということをお前提に考えますと、頭書きのところに書いてある内容とやや開きがあるのかなと、読んだ印象ですけれども、いたしました。

と言いますのは、頭書きのところの4行目から5行目を見ますと、あくまでここでは「次の段階の調査で必須となると考えられる環境社会配慮調査項目の絞り込みを行い」と書いてございます。私は、この頭書きに書いてあることではなくて、実際に求められるのは3.のことなんだということを確認したいんです。もしそうだとすれば、頭書きのところの書き方を、「項目の絞り込み」ということにとどまるものではなくて、ある程度具体的な情報収集までやるということでございますから、その内容を確認した上で、もしそういうことであれば、この「手続き」の紙を少し修正されてもいいのではないかなと。その点だけでございます。

原科委員長 頭書きの表現に3.のところをもっと盛り込まれるようにしてもらいたいということです。ご意見ということで、もしご回答があれば。

清水部長 私どもの趣旨は、まさに頭書きのところにあるように、項目をきっちり絞り込んで、次の段階で何をすべきかを調査報告書に書くことにございますので、3.の文章もそういう趣旨で書いたつもりではございますけれども、ワーディング上誤解を招くような表現があれば、これから修正してまいりたいと思います。

原科委員長 ほかにございますでしょうか。

吉田委員、どうぞ。

吉田委員 今のようだと1ページの1.のところも誤解を招くかなと思うんですね。1.のイで

書かれている中で、「提案者は、提案時に所定のスクリーニング様式を用い、当該案件が最終的に実施された場合の環境社会影響を検討し」と。これは今の文脈から「影響項目を検討する」というのが趣旨であれば、そうした方がいいということですね。

原科委員長 はい。

村山委員、どうでしょう。

村山委員 簡単な質問を2つです。1つは、最初に対象案件発掘に限るということはそれでいいと思うんですけども、そうすればするほど、影響がだんだんわからなくなってきて、不明な点がどんどん増えてくるのではないか。その場合に、今のスクリーニングの形式、きょう出されているJICAのガイドラインのような形式でどの程度チェックができるかというところについて、何か今の時点でのお考えがあれば聞かせていただきたいというのが1つです。

2つ目は外部との関係ですが、1、2、3、4の中で、外部が出てくるのは1.の2の「外部有識者による」というところだけですけれども、今の案ですと、2以降については外部とのかわりはないという案ということでよろしいのかどうかということです。

原科委員長 今の2点、ご回答をお願いします。

清水部長 2点ご質問をいただきました。まず、私どもが目的とするのは案件形成でございまして、おっしゃるとおり環境社会配慮の調査自体をするというものではございませんので、ストレートにその答えが報告書の中に書かれるということは想定しておりません。このスクリーニング様式は、調査に実際に入る前に影響が「ある」「ない」をまずざっくりと分類していただくということでございます。

ワーキンググループでもそこは随分議論になりまして、カテゴリー分類までするべきではないかという議論もあれば、そこまではこの段階では出来ないだろうというお話もございました。いずれにせよ、明らかに環境社会配慮については書かなくても大丈夫な案件があるだろうということです。具体的に過去の事例で考えてみますと、例えば人材育成計画について調査をしますという案件は、ペーパーワークでございまして、これはあえて環境社会影響を配慮する案件ではなく、こういう案件は対象から排除されるでしょう。例えばいろいろなデジタル情報のアーカイブ化をするためにコンピュータシステムを導入するという案件も対象から外れる案件でしょう。

そういった案件については、この段階で対象から外してもいいのではないかと考え、「ある」「なし」の判断をすることとしました。むしろ、環境社会配慮が要らない案件をここでチェックすることかと思えます。環境社会配慮が要る案件については、調査報告書が出てこないとその配慮の程度が分からないという性格のものだと思いますので、環境社会配慮を検討する案件についてはきちんと把握をする。やらなくてもいい案件はこの段階ではじく、こういうプロセス

だと考えております。

それから、2つ目のご質問でございますが、外部との関係で申しますと、審査委員会、専門委員会には、審査・採択段階のところで関与して頂くということになります。ただし、チェックをする段階では、関係機関、例えばJICAさんとかJBICさんなどに意見を求めながら、調査の進捗状況について監理をしていくということでございます。

原科委員長 私からも一つ質問させていただきます。

この段階で、今のご説明ですと、SEAにおけるスコーピング段階というような位置づけだと思っておりますけれども、先ほど吉田委員からご指摘ありました1.のイでは、「環境社会影響を検討し、その検討結果を他の提案書類とともにジェットロ担当部に提出する」とありますね。そういうことをみますと、その段階はスコーピング段階ですけれども、その案件が環境影響がとても大きいので先へ進めない方がいいのではないかという判断がされる場合がありうると思うんですが、そういうことはここでは考えないということでしょうか。

清水部長 今までも公募様式に関して説明をしてきましたけれども、提案の段階でインパクトが非常に大きいと考えられるものについては、そもそも提案をご遠慮くださいということで、提案者にスクリーニングをお願いしています。それから、提案が出てきた段階で、「これはこんなに大きな影響があるのです」ということであれば、その段階で「この案件は我々の制度への応募は適当でない」という判断をすることが可能かと思っております。

原科委員長 そうしますと、基本的には調査項目の絞込みですけれども、そういった段階で場合によってはそういう案の適否も判断することが含まれると考えてよろしいんですか。

清水部長 そうでございます。

原科委員長 そうすると、それがわかるような表現の方がいいと思いますけれども、最初のところだと、先ほど吉田委員がおっしゃったようなことで、そういう点が入らないのでやっぱり表現を変えていただきたい。1.のイの「環境社会影響を検討し」、これは概略の検討ですね、概略の検討をして、その検討結果という表現になれば、今おっしゃったように例外的であると思えますけれども、その段階で先に進むのをやめるとかいうこともできると思いますので、その辺もまた工夫していただきたいと思います。

清水部長 はい、わかりました。

原科委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

高梨委員、どうぞ。

高梨委員 3.のところで、調査実施、いわゆる提案企業に対して、「必要に応じ環境社会配慮を専門とする者を派遣し」ということで、民間企業側にイニシアティブと言いますか、決定を任

せて現状を打開するんですが、現行の事業の予算的な枠とか期間を考えますと、環境と社会というのは専門的には別になるという部分がありまして、環境の専門家、社会配慮の専門家ということで、当然ながら2人必要になるというようなこともありますので、後段の「必要な案件について云々」というところで、もし可能であれば、環境社会配慮を十分実施しなければいけない調査については事業予算も含めて対応を検討することをお願いしておきたいと思います。さもないと、一方的に実施することだけを求めて、具体的には技術的な検討も重要な要素であるとなると、どうしてもその全体のバランスが難しくなることが危惧されますので、実施にあたってはその辺もご配慮いただければと思いますので、一点コメントさせていただきます。

原科委員長 今の件はよろしいでしょうか。環境面と社会面の専門家、普通は複数必要だと思うんですけども、そういうような具体的なアクションをとるような形で……。

清水部長 現時点でも、案件に応じて具体的にどういう体制で調査をするのかということについて、契約段階でチェックをしております。これはケース・バイ・ケースで判断をしていかなければいけない話になってくると思いますので、それをどのようにガイドラインの中で書くのか書かないのか、検討をしていきたいと思っております。

ただし、今、事業予算のお話も含めてというご意見がありましたけれども、全体の予算総枠は決まっておりますし、1件あたりの金額も、ある程度目安は決まっておりますので、それを超えて大規模な調査を実施することはそもそも我々は念頭には置いておりません。案件形成調査でございますので、大規模な調査をこの制度で行うことは想定しておりませんので、そこはおのずと限度があるということかと思っております。

原科委員長 それでは、時間も進んでまいりましたので、次のご説明をいただいてよろしいでしょうか。

次は、メコン・ウォッチの松本さんから「案件形成調査（仮称）ガイドラインについて」というメモをいただいておりますので、このご説明をお願いいたします。

松本委員 1ページ目は、18日の作業部会で議論したことを、自分のペーパーを書き直すという形でお示ししたものです。つまり、案件形成調査ガイドラインの位置づけという点です。最初の議論の中であったのは、このガイドラインが現在経済産業省から受託している案件形成を目的とした3つの調査事業を対象にしたものであるという位置づけにすること。これについてもいろいろ議論があったところですけども、基本的にはそれを前提にしています。

それから、18年度までF Sという言葉が使われてきたということは、この委員会の場でも何度も議論が出たところですけども、きょう皆さんに配布されています19年度の経済産業省の入札説明書の段階でも、依然として「実現可能性調査」という名称が使われています。「フィージビ

リティスタディ」というカタカナはなくなりましたが、**「実現可能性調査」**という言葉は19年度の入札資料でも使われています。こうしたことから、あえて作業部会の中ではこの調査の位置づけ、本当にフィージビリティスタディではないのかという点の確認に時間がかかったということがあります。

その前提で、私の方から**「実現可能性調査も含むのであれば、この表のようなカテゴリー分類にしてはどうだろうか」**という提案をしました。つまり、いわゆるプロジェクトを形成する調査であれば**重大な影響がある場合はA、限定的な影響、サイトに限った対応が可能だとわかっているような影響についてはB、影響がないものについてはC**と。フィージビリティ調査に相当するものについては、**影響があるものについては、本調査の対象とはしないけれども、影響が明かないものについてはフィージビリティスタディも入れる**ということで、**Dという新しいカテゴリーを入れてはどうか**という提案を18日の作業部会で行いました。

さらに、その次の中黒でありますけれども、**自主事業か委託かに限らず、この3つの調査事業もしくは新たな調査事業において、自然・社会環境に影響を及ぼすフィージビリティ調査をジェットロが行う、あるいは、支援するようなことになった場合は、本ガイドラインを速やかに改定する**ということを入れる必要があるのではないかという提案を作業部会で行いました。

これに対して、特にジェットロあるいは実務に詳しい高梨委員から、**案件形成の応募段階では情報が十分ではないので、影響の大きさでA、Bにカテゴリー分けをすることは実務的に難しい**という指摘がありました。J B I Cの岡崎委員からは、**カテゴリー分類はそもそも何のためにするのか**というところをしっかりと考えた方がいいというご意見もありました。また、このフィージビリティ調査を含むことについては、**ジェットロ側からこの案件形成調査の対象ではない**という説明が重ねてありました。

したがって、以下、私が提案する内容は、**フィージビリティ調査は案件形成調査に含めない**ということガイドラインに明記するというを第一の前提にしています。2つ目は、**案件形成調査を影響の「ある」「なし」に2つに分類して、審査・監理をする**という前提に立っています。

ただし、J B I Cの岡崎委員が意見として出されましたように、**カテゴリー分類する**というのは、単に影響で分けるというよりも、**重大な影響があるものについては丁寧に、例えば現地の住民からもちゃんと話を聞こうとか、こういう調査も加えようとか、影響がないものについてはそんなに時間も人も費やさないと、そのメリハリをつけるためにカテゴリー分類は重要だ**と思っています。

したがって、これから私が説明申し上げる中に、ある意味ではすべての調査でこれをやるのは**大変ではないか**と思われるものもあるかもしれません。そういう場合は、よりメリハリをつけら

れるようなカテゴリー分類をもう一度考える必要はあるかと思っています。これはまず申し上げておきたいと思います。

以下、過日、2月の委員会だったと思いますが、私が「討議項目」という形でペーパーを出しました。ほぼそれに従う形で私の提案というか意見を書かせていただきました。ガイドラインの条文を意識した書き方になっていますが、これはあくまで条文ではなくて、考え方を述べたものであるととらえていただければと思います。

では、めくっていただいて、まず、基本的な事項についてです。私は理念というのは書いた方がいいと思っています。

第1に、ODA輸出信用、民間金融機関における環境社会配慮政策は、近年、国際的に大きな進展を見せている。

また、日本においてもODA及び輸出信用の環境社会配慮政策というのはここ5年ぐらいで整備されていっています。

また、民間企業のCSRあるいはSRIというものが自主的に導入されていると、こういう時代背景は重要だと思っています。

ジェットロの場合、第二期中期目標の中に、「業務の実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努める」という文言が明示されています。そういう意味からいけば、この中期目標に沿うような形でこのガイドラインがあるという理念を掲げる必要はあるかと思っています。

ガイドラインの目的ですが、1つ目は、ジェットロが案件形成調査において担うべき環境社会配慮上の責務を定める。2つ目は、その採択あるいは事業の監理を通じて行う環境社会配慮確認の手続きを定める。それから、案件形成調査の報告書に求められる環境社会配慮上の項目・内容を明かにする。こうしたことによって、日本企業の技術や経験が活かされ、かつ、自然・社会環境に適切に配慮した案件の形成に寄与すること。これがガイドラインの目的であると思います。

「なお」のところでありますけれども、このガイドラインは事業の発掘段階での調査を前提にしたものですので、多くの調査が既に行われているなど、事業化が具体的に進んでいるものは調査の対象外になることを前提としている。今後、ジェットロが自主事業あるいは受託事業かにかかわらず、フィージビリティ調査などさらに事業化に近い調査の実施に関与する場合は、本ガイドラインの改定が必要であるということは明示しておく必要があると思います。

続いて、1-3、環境社会配慮の基本方針であります。先ほど清水部長にご説明いただいたジェットロ案に比べて、最初の代替案の比較というのは私の方の特徴的なことかと思っています。

「始めに事業ありき」とならないために、案件形成調査の段階で複数案の比較が重要である。

奇しくもきょう原科委員長が冒頭、戦略アセスのお話をされました。私は、上位であるがために、であるからこそこの段階で複数案の比較をすることの意味はあると思っています。

2番目に、事業によって影響を受ける可能性のある住民を含む幅広い現地ステークホルダーが特定された上で、その参加が確保されて、その意見が調査報告書に反映されることが重要である。これもステークホルダーの協議あるいは聞き取りをどのくらい案件形成の段階であるかという点の議論はあるかと思いますが、私は特にこの段階では現地ステークホルダーを特定していくということも大きな意味があると思います。どこまでが影響を受ける人々なんだろうかということを広めにとっていくという意味で、案件発掘であるからこそ、こうした基本方針を掲げる意味があるのではないかと思います。

3点目は、案件形成調査における環境社会配慮が初期環境調査（IEE）及び環境アセスメント これは通常フィジビリティ調査と対に行われることがあるわけですが の初期のスクーピングに相当するとの考えがあることを踏まえて、懸念される環境社会配慮上の影響や項目を幅広く洗い出しておくことが重要であると思います。この段階であまり合理的な理由なく狭めてしまうと、後に行われる調査に悪い影響があるかと思われまます。

それから、ジェトロは自らの説明責任の確保及び案件形成調査の質の向上を図るため、調査の概要、最終報告書の内容を積極的に情報公開するべきである。この3つの調査の場合、文書の所属が経済産業省にあると明示されていますけれども、現在でも情報公開をしているということを考えれば可能かと思っております。

最後に、ジェトロは案件形成調査の事業化に関して、環境社会配慮面での影響を含めてフォローアップをするべきである。これが5つ目であります。この調査が、今後いかに有効に使われていくかという意味でも、フォローアップも重要な方針ではないかと思っております。

1 - 4、ジェトロが担う環境社会配慮上の責務ということでもあります。

これはやや重複をするかもしれませんが、第1に、本ガイドラインを通じて、各案件形成調査に求められる環境社会配慮の内容を公募提案要領の中で明らかにし、それに従って案件形成調査採択のための審査を行うということ。

2つ目は、このガイドラインに従って、そうした調査の進捗を監理し、必要に応じて追加の調査あるいは報告書の修正を調査実施者に求めていく。

3つ目は、各案件形成調査の実施中に、さまざまなステークホルダーから関連情報を受け取った場合、それを調査の実施者と共有した上で、必要に応じて適切な対応をとるということ。

そして、この案件形成調査事業化の状況について、環境社会面の影響を含めてフォローアップすることを、ジェトロが持つ責務というふうに考えています。

1 - 5、案件形成調査で検討すべき環境社会配慮項目。斜字になっていますけれども、ジェットロ案件形成調査が次の段階でフィージビリティ調査などを想定していることを考えれば、案件形成調査の中で検討すべき環境社会配慮項目は、JICAの環境社会配慮ガイドラインに準拠するのがよいのではないかと私を私は考えております。以下の3つの中黒はJICAのガイドラインからとってきているものであります。

1 - 6、社会環境と人権への配慮。案件形成調査はG - Gベースではないということ、あるいは、産油国での事業が比較的多いと思います。そうしたことも含めて、政府が直接入れないイラク、あるいは紛争国ですね、産油国の中にさまざまな紛争を抱えている国がありますが、そうした紛争国で行われることがしばしばあるということを見ると、社会環境と人権への配慮は重要かと思えます。この辺についてもう少し川村委員のご意見を伺いたいと思いましたが、本日、川村委員がご欠席なので。そういう意味ではここは必要な事項ではないかと思えます。

1 - 7、情報公開であります。基本的に外部有識者による審査委員会を設置後、その委員の氏名、所属、専門分野を公開する。つまり、審査委員会をもう少し透明にする必要があると思えます。

2つ目は、案件形成調査の採択後速やかに調査の概要を日本語と英語で公開する。

3つ目は、調査終了後速やかに最終報告書を日本語と英語で公開する。

4つ目は、フォローアップについての情報の公開ということを書いています。

これは、既にジェットロのライブラリーで公開するという方針になっているので、もう一歩踏み込んでホームページでの公開をすることを求めたいと思えます。

1ページめくっていただいて、1 - 8、ガイドラインの遵守であります。これも悩ましいところではありますが、案件形成調査の予算規模、あるいは、案件発掘という特質を考えますと、JICA、JBIC、NEXIが導入したような独立した異義申立制度までは必要なのではないだろうかと私自身は思いました。その上で以下のような案を考えてみました。

本ガイドラインの遵守に関する外部からの日本語または英語での意見を電子メール、郵送、ファックスなど文書で受け付ける。案件形成調査実施中の場合は、ジェットロの担当部及び環境社会審査の担当に送られ、必要に応じて適切な対応をとる。その上で、意見送付者に対応方法を連絡する。一方、案件形成調査が終了した後のものについては、独法化のときに理事長直轄の監査室がつくられたと理解しておりますし、コンプライアンスについてもそこが一つの大きな役割を担っているという私の認識、それが間違っていたら訂正していただきたいのですが、理事長直轄の監査室に送られ、必要に応じて事実確認のための調査を実施するなどの対応をここでとることをしてはどうかと思った次第です。対応方法については、意見送付者に伝えるとともに、監査報告

書を通じて理事長に報告するということを書いてみました。

1 - 9 は定義であります。

フィージビリティ調査をめぐって散々議論があったということを考えれば、フィージビリティ調査とは何か、案件形成調査とは何かという定義は必要かと思います。例えば、これは JICA のホームページからとったものですが、JICA はフィージビリティ調査を、「個々のプロジェクトが、技術的、経済的、財務的、社会的に、さらに環境などの側面から見て実行可能であるかを客観的に検証するため、プロジェクトの可能性、妥当性、投資効果を調査すること」というふうに定義していき、その対象となるプロジェクトを発掘するのがプロジェクト形成調査だというふうに書いています。

また、このガイドラインが対象とする案件形成調査を経産省の受託である 3 つの調査であることを明記するべきかどうかについても、作業部会でもいろいろな議論があったわけですので、検討が必要かと思います。

また、案件形成調査の対象となっているプロジェクトの呼び方ですけれども、私のこのペーパーではこのあと「調査対象プロジェクト」としていき、つまり、この調査によって実現しようとしているプロジェクトそのものについては、このような呼び方にしています。あるいは、調査を実施する人、あるいは、ステークホルダーなど、幾つか定義づけをした方が混乱がないものについては、まとめた方がいいかなと思っています。

2 番目、案件形成調査の手続きであります。基本的に段階としてはジェット口案と大きく変わらないと思います。

最初が審査段階でのジェット口の環境社会配慮であります。ジェット口は各公募提案書の調査対象プロジェクトを、予測される環境社会影響が「ある」もしくは「ない」の 2 つに分類する。この際、人材育成や政策提言など、明かに環境社会影響がほとんどないと考えられるもの以外は、「影響がある」と分類する。つまり、明らかに影響がないものを除くという作業という理解であります。これは先ほどの清水部長のお話と一致する点だと思っています。

「影響がある」と分類したものについて、ジェット口は公募提案書に書かれた環境社会配慮事項（別紙 1）の記述が十分かつ適切かどうか、定められた調査期間・予算や調査が実施される当該国の社会状況を踏まえた上で本ガイドラインに従った環境社会配慮を適切に実施できるかなどを審査する。

ここで、私は審査段階で何を審査するということについて 3 つの柱を上げています。1 つは、今から説明いたしますが、（別紙 1）の記述が十分理められていること、そして、その内容が適切であること。2 つ目が、調査期間は限られていますし、予算も限られています。あるいは、調査

を実施される当該国のその時点の社会状況、あるいは、ガバナンスというものを踏まえた上で、本当に環境社会配慮が適切に実施できるだろうかという点を審査する。先ほど清水部長もおっしゃったように、こんなにいろいろな影響がある中でこんな短い期間ではとうてい適切な調査は無理だというようなことは、こういうような書き方によって判断してはどうかと思いました。

1 ページめくっていただいて、(別紙1)であります。公募提案書に求められる環境社会配慮事項というところについて考えてみました。

まず、セクター、立地、事業の特性などから考えられる環境社会問題の可能性。これは をつけていますけれども、環境社会面での影響調査の目的に環境アセスメントなど、次の段階での調査項目と調査方法の提示、いわゆるスクリーニングとスコーピングがあるということを踏まえて、公募提案書類は、JICAの環境社会配慮ガイドラインのスクリーニング様式の項目に準拠してはどうか。これは先ほどのジェットロ案の説明と同じことになったと思います。JICAのスクリーニングフォームを使うのがいいのではないかと。既に他の調査等で明らかになっている環境社会問題があれば、その内容と当該調査報告書等の名称を書くと。

に記された可能性がある環境社会問題を把握していくために実施する調査の内容と方法。

3 番目に、既に代替案の検討がなされている場合は、その結果と環境社会面での比較。なされていない場合は、代替案検討の計画と実施方法。

4 番目に、本調査において代替案検討をしない場合はその明確な理由。

5 番目に、当該国で協議あるいは聞き取りの対象としているステークホルダーとその選定方法及び協議や聞き取りの実施方法。ここは、私の意見としては、なお、環境社会影響がある場合は、影響を受ける地域の住民からの聞き取りもしくは住民との協議を必ず実施すること。というのは、この次のステップにいく段階でも、既にこの地域でコンフリクトがあるとか、明確な問題が掲げられているかとかいうことは、住民とコンタクトをとってみるということは重要だと思いますので、どんな方法であれこの実施を行う必要があると思って書き加えてあります。

6 点目、環境社会影響がないとする場合は、調査対象プロジェクトの特性や実施内容に則した明確な理由。なぜ環境社会影響がないと考えるかという点を に書くということであります。

これが(別紙1)であります。これをもとに審査を行うということであります。

また4ページ目に戻っていただいて、2-1の3ポツであります。この提案書をもとに審査をする。審査にあたって、ジェットロはJICA、JBICの環境社会審査部局から情報収集を行い、必要に応じて現地の環境問題に詳しいNGOなどからも意見を聞く。

ジェットロが設置する外部有識者からなる審査委員会に、環境配慮と社会配慮の専門家をそれぞれ最低1名ずつ入れて、環境社会配慮面での最終的な審査を行う、というふうにしています。

先ほど高梨委員も環境と社会を一つに括ることの難しさについておっしゃっていたと思いますけれども、現実的に可能かどうかも含めて少なくともこういう体制が望ましいと私は考えて書いてみました。

2 - 2、調査実施者との契約段階でのジェットロの環境社会配慮ということであります。

ジェットロは採択となった案件形成調査の実施者に対して、環境社会配慮事項を踏まえた詳細な実施計画書の提出を求める。

ジェットロは実施計画書の環境社会配慮事項の記述が、別紙1の項目をもとに具体的かつ実施可能なものとなっていることを確認する、ということであります。この辺はどういうポイントで確認をするかということに私も少し考えを巡らせて、より具体的でかつ実施可能であるかどうかという点がポイントかと思った次第です。

その次ですが、ジェットロは実施計画書の環境社会配慮事項の記述が別紙2の最終報告書につながる内容になっていることを確認する。「最終報告書」、これは「調査報告書」と書かなくてはいけないのですが、これについては後で説明したいと思います。

次に、「影響がある」場合は、調査団に、他の担当と重複しない環境配慮担当と社会配慮担当の専門家がそれぞれ1名ずつ配置されていることを確認する。また、「影響がない」場合は、必要に応じて環境配慮や社会配慮の団員を配置するよう調査実施者に求める、ということになります。

最後に、ジェットロは上記項目を確認の上、調査実施者と契約を締結する。

続いて、2 - 3、調査実施中のジェットロの環境社会配慮であります。

ジェットロは、実施中の案件形成調査の環境社会配慮に関する外部の意見を、電子メール、郵送、ファックスなど文書で受け付け、案件形成調査の監理に反映する。これは、先ほど村山委員が質問された点でありますけれども、私は外部の意見に対して門戸を開いておくということをガイドラインで明示しておくことには意味があると思っております。

次が、ジェットロは中間報告において、実施計画書の進捗状況を確認し、必要に応じて追加調査や調査内容の変更を調査実施者に求める。いろいろなプロセスの中で中間報告が一つ大きな区切りかと理解して、このように書きました。

次ですが、当初、「影響がない」とされていた調査対象プロジェクトによって環境社会影響が起きる可能性が明らかになった場合、ジェットロは中間報告の段階までに実施計画書の変更を調査実施者に求め、「影響がある」場合に求められる環境社会面での項目を盛り込む。これは、明らかに「ない」としているのも、通常「ない」と考えられますけれども、「影響がない」とされていたものを変更する場合の手続きを入れておく必要があると思っております。

2 - 4、調査報告書の精査段階でのジェットロの環境社会配慮。

次に説明しますが、ジェットロは別紙2に掲げている内容が十分かつ適切に調査報告書に盛り込まれていることを確認する。もし不十分または不適切な場合は書き直しを求め、著しい場合は、調査実施者の負担による追加調査を求める。これは、現行の要領の中でも触れられていることかと思しますので、ガイドラインの中に書いても問題はないかと思いました。

調査報告書の精査においては、審査委員会の環境配慮及び社会配慮の委員の助言を求める。私は、せっかく審査委員会に人を呼んで審査をしていただいているので、その人には案件監理全体を通じて関与してもらうこともあり得るかと思いましたがけれども、少なくとも最終報告書の段階でもう一度それを見せて助言を求めてはどうかと思いました。

6ページ目に(別紙2)があります。これが「影響がある」場合の調査報告書に求められる環境社会配慮の項目でありまして、3点あります。

まず1点目、調査対象プロジェクトの実施に伴う環境社会面への影響であります。

この調査の結果明らかになった影響地域、その地域の自然環境及び生計に関する基本的なデータ、環境社会面での影響及びそれらを把握した調査の方法・根拠となる文献等を具体的に記述する。I E Eレベルということを考えれば、現地踏査は限られた日数かと思えますけれども、さまざまな文献をこの段階ではしっかりと調査することは当然していると思しますので、ここは文献調査が中心になるかもしれないという前提で、このような書き方をしております。

それから、聞き取りや協議を行ったステークホルダーの属性及びその内容、協議や聞き取りの内容について記述する。

2つ目は、調査対象プロジェクトの代替案検討の結果であります。環境社会影響の比較を含む代替案検討の結果を記述すること。代替案の比較を行わなかった場合はその理由を明記すること。

3つ目、今後必要な調査内容。事業化に向けて当該国で法制度上必要な環境社会配慮上の許認可手続きやそれに必要な調査について記述する。第2に、事業化に向けて、環境アセスメント等詳細な環境社会面での調査を必要とする場合は、案件形成調査の結果に基づいて、「調査対象地域」、必要な調査の項目、そのための調査の方法、必要な調査の期間などについて具体的に提示する。この際、J B I Cの『環境社会配慮ガイドライン』の「チェックリスト」の「環境項目」を参照するのがいいかと思いました。

これについては、いろいろ考えていて難しいと思ったことがあります。それはJ I C Aのスクリーニングフォーム、つまりこの後もしJ I C AのF Sを申請するということになれば、実際は相当前の段階の情報だけでも十分だと思うわけです。一方、J B I Cに融資を申請するのであれば、相当詳しいものが必要だと思っています。ただ、このジェットロの案件形成調査の場合は、求

められているのがむしろ本調査のスコーピング、つまりJICAと言えばフィージビリティスタディの事前調査が終わった段階ぐらいを目指しているという、ある意味では非常に中途半端というか、今までにあまり例のない最終報告書のゴールかと思っています。ですので、本来はこれにふさわしいチェックリストを作成するのがいいのではないかと考えていますが、ちょっと病に臥していたということもあり、そこまでは手が回らなかったため、最低限でもJBICのガイドラインの「チェックリスト」の「環境項目」を参照することは重要かと思いました。

ただし、ここで過去のいろいろな案件形成調査をレビューした結果、問題となっている点があります。それは何かというと、項目はたくさん網羅しているのですけれども、それぞれの項目の記述が必ずしも十分な調査に基づいて結論を導きだしていないのではないかという疑念が、例えば神崎委員、満田委員のレビュー結果からも出ていますし、私自身が行った、まだ経済産業省が行っていたときの民活FSの中にもそれは出ていたと思います。それはJBICの『環境社会配慮ガイドライン』の「チェックリスト」の主なチェック事項、質問形式になっているのですが、これに直接回答しようとする、ついつい不十分な情報でも大丈夫とか、こういうふうには大丈夫みたいな結論が出てしまうと思っています。したがって、このチェック事項の質問に答えるというのではなくて、あくまでこの環境項目を参照しながら、今後必要な調査の内容についてきっちり提示するという、これまで清水部長がおっしゃっていたような点に重きを置いた方がいいのではないかということから、こういう書き方をしました。

最後、6ページ、2-5、フォローアップであります。ジェットロは、調査対象プロジェクトの事業化状況をフォローアップする。その中で、本調査結果が環境社会配慮面でどのように活かされているか追跡調査を行う、というふうに書いてあります。

3番、実施体制等についてであります。これはガイドラインの本文に盛り込むということを想定しているわけではなく、あくまで委員会からの提言という位置づけで書いてあります。

1つ目は、ジェットロの実施体制であります。環境社会面での審査・進捗の監理は事業担当部以外の部で行って、担当の役員を1名置くことが必要かと思えます。

環境社会面での審査・進捗監理の実務を行うためには、環境社会配慮に知見のある職員をその担当として最低1名置く。その必要もあるかと思えます。

3-2、ガイドラインの実効性の確保であります。これは、JBICあるいはJICAのときにも、法的な位置づけはどうかとかいろいろな議論がありました。

1点目は、確かに第二期中期目標の中では、環境社会配慮というものが明記されています。したがって、ジェットロがそれに積極的に取り組むことは、これによって法的な位置づけがされているのであればそれでいいかと思えますが、通常、例えばJBIC、JICAに比べれば、設置法

あるいは業務方法書の段階には「環境社会配慮」という文言は出ていません。したがって、環境ガイドラインは、JICAやJBICでは設置法や業務方法書によって、法的な位置づけがされているわけですが、ジェットロの場合は、第二期中期目標に位置づけられるということで、いわばバイディングになっているという理解でよろしいのかどうか。ここは法律のご専門の方も含めてご意見を伺いたいと思っていますところであります。

2点目は、この間の作業部会でも、JBICの岡崎委員からも再び議論が出てきましたけれども、経済産業省の公募案件にジェットロが応募するというものです。したがって、それを前提にするガイドラインはおかしいのではないかという議論は、今の段階でもまだ委員の中にあるかと思えます。もちろん、理想としては経済産業省に優れた環境社会配慮ガイドラインがあるというのが理想でありまして、これを委員から経済産業省に提言することは意味があると思えます。

一方で経済産業省が持つべきであるということも言えますが、逆に委託事業についてはさまざまな委託先、ジェットロだけではなくて、他の委託先も候補としてあるわけです。そういうところの環境社会配慮の水準を高めるという効果を考えれば、経済産業省の入札の仕様書に「国際水準の環境社会配慮を実施すること」というふうに盛り込むよう提言することによって、こういうものにアプライしようという研究機関、シンクタンク、政府系機関は皆高い環境社会配慮の政策を持つことを促すということももう一つのやり方かと思えます。いずれにしても、何らかの提言は経済産業省に向けて行った方がいいと思えます。

大変長くなりましたが、私からの提案は以上であります。

原科委員長 どうもありがとうございました。

それでは、もう1つ、神崎委員からも意見をいただいておりますので、これも続けてご説明をください。

神崎委員 ありがとうございます。ジェットロの提案と松本委員の提案と重なる部分もありますので、その辺は省きまして、私の方で強調したい部分と、つけ加えとしてつけ足した部分を中心にご説明したいと思います。これは、プロセスを考えてみたときにこういう点を盛り込んだらいいのではないかと、今の時点で考えているものとして扱っていただければと思います。

まず、調査の前提ですが、先ほど松本委員からもございましたように、前回のワーキンググループでかなり議論になりましたが、私もこの調査スキームがフィージビリティスタディ調査を行うものではないということをガイドラインにきちんと明記しておくことは必要だと考えます。あるいは、これまでの調査企業の方々にもきちんと把握してもらうためには、要項の方にもそういう文言を入れておく必要があるのかもしれない。

それから、2点目の審査委員の選定に関しましては、私もこの審査委員の選定と審査委員会の

あり方をもう少し透明性を持たせたものにした方がいいと思います。環境社会配慮の専門家を委員に含めるという点に関しましては、私としましては、環境と社会面では、持つ背景とか専門知識が違いますので、別々の方々をお願いするのがいいのではないかと考えています。それから、委員の名前を明らかにしていくこと。

3点目にありますけれども、審査委員会で行うことに関しまして、3つ目に、ここでほかの案と比べて、つけ加えていますのは、ODA大綱に沿ったものかという点も審査委員会できちんと審査されるべきことではないかと思えます。ここになぜODA大綱というどでかいものを持ってきたかと申しますと、私が一番気にしていますのは、ODA大綱の中に「実施援助の原則」というのがございまして、そこに「基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う」という項目とか、「国際紛争助長への使用を回避する」とか、そういうような重要な文言が盛り込まれているわけです。

このジェット口の調査段階では個別のプロジェクトの社会影響、環境影響というものはわかりませんが、その国の状況がどうであるかということは、ジェット口のネットワークを駆使してもご存じのことと思っております。その中でフィリピンの例を見ましても、国の状況がビジネスに影響してくるということも考えますと、こういう点もこの段階で審査するべきことではないかと思っております。

4点目は、審査委員会が出た意見をジェット口に提出するということ。

それから、次の申請・採択段階ですけれども、ここでは、JICAのスクリーニングフォームに沿って行うという点は、私もそれがいいのではないかと考えています。申請・採択段階につきましても、同じですね。先ほど審査委員会に審査されるべき項目というところに入れたように、ODA大綱に照らして地域の人権状況等の情報を記入してもらうことが必要ではないかと思っております。

それから、申請・採択段階でジェット口側が行うこととしましては、私がほかとちょっと違うのは、採択した案件を公表するというところは同じかと思えますし、調査の概要を公表することは重要なことだと思っておりますが、その後に、審査委員から出た意見を公表とありまして、審査委員から出た意見を公表するというよりも、採択理由を公表するということになるのかもかもしれませんけれども、先ほどの国別の状況が懸念されると、例えば人権状況が懸念されるといった場合に気にするのは、そういうような状況をジェット口の調査の中できちんと配慮されているか、調査を採択する時点でそういうことがきちんと把握されて配慮されているのかということですので、そこでODA大綱に照らして考えたときに懸念される点があるのか、あるのであれば調査段階でどういうことを配慮する必要があるのかという程度は入れてはどうかと思えます。

それから、裏側へまいりまして、調査段階で行うこととしまして、ジェット口の調査スキームがかなり上流の調査であるということを考えますと、一番重要なのは必要性の検証と代替案の検証というところですが、ただ、ジェット口のスキームは、何度もおっしゃっているように、時間とお金に限られているということから、どれほどできるのかということが私自身もよくわかりませんが、ここの部分を抜かしては上流の調査とは言えないのではないかと思いますので、ジェット口調査で十分にできない場合は、この調査のもともとの目的の提案自体がいいと結論づけずに、次にもっと幅広い代替案を検討すべきとかいうような、課題として報告書に残すなり、ジェット口として提案を残すなりした方がいいのではないかと思います。

松本委員も言われましたように、ジェット口の調査スキームでできることというか、一番重要なことは広く漏れのないように可能性のある環境・社会影響を洗い出すということだと思いますので、その点に関しましては、現地住民の意見を十分拾っていくことが重要だと、これは抜かせないことではないかと考えます。

それから、調査終了段階ですけれども、ここで書かせていただいたのは、この調査はフィージビリティスタディとして用いることはできないんですよということを、英文、日文のレポートにきちんと明記しておく。一番最初のガイドラインの中に「これはフィージビリティ調査を行うものではない」と書くことと共通しておりますけれども、これまでのジェット口の報告書が「フィージビリティスタディ」という名称だったことから、周りの認識がついていかない可能性があるのではないかとこのことを心配しておりますので、でき上がった報告書にはそういう文言を注意書きとして入れた方がいいのではないかと考えています。

それから、洗い出した項目を次のステップ、次のフィージビリティスタディなどにつなげるに当たって、基本となるのがJICAやJBICのガイドラインだと思いますので、JICAやJBICのガイドラインに照らし合わせて洗い出された項目に照らして、将来必要となる環境・社会調査項目とか今後必要なステップというものを、調査項目に盛り込む事項として入れてはどうかと思います。

調査報告書を受けてのジェット口側の対応としましては、一番最初の審査段階で意見をいただいた外部の専門家にこの報告書を見ていただいて、同じようにこれが次のステップに進むときに何が重要となるのかというようなことを提案してもらって、意見をもらってはどうかと思います。特に、特筆するようなことがある場合は、委員の「付帯意見」として報告書につけることも考えてはどうかと思います。

それから、公開の部分は松本委員と同じです。

それから、フォローアップの段階ですけれども、JICAやJBICのガイドラインにある

「一般的に影響を及ぼしやすいセクター、特性及び影響を受けやすい地域の例示一覧」という表がございますが、あの表に準じて、それに該当するようなことがある調査案件については、事業化の状況や追加調査を、その後どういう調査が行われているかということを確認して、公表する必要があるのではないかと思います。

ただ、ここで私が一点どうなんだろうと思ったのは、この一覧表には原子力が入っていないんです。JICAの調査で原子力が今後行われる可能性があるのかどうかということがわからないんですけども、今後行われる可能性が少しでも残されているようであれば、原子力発電を入れた方がいいのではないかと思います。

以上です。

原科委員長 どうもありがとうございました。

ご説明に時間が取られましたので、ちょっと厳しくなりましたけれども、早速ディスカッションに入りたいと思います。

さっき、私はスコーピング段階と申し上げたんですが、スコーピング段階の定義というのは評価項目の選定だけではなくて、決めることは普通3つあると思います。1つは、比較検討する代替案の範囲を絞り込むことですから、「代替案」ということを明記しなければいけないと思います。2番目が評価項目ですね。3番目が調査・予測・評価の方法です。この3つをスコーピング段階で決めることが通常だと思います。通常というか世界の常識なんですね。

日本では環境影響評価法では代替案まであまりきちんとやらないですけども、最近ではその例も少し出てまいりました。特にSEAとか意思決定の上流段階では代替案検討は必要になってまいります。ジェットロの場合には一番上流に近いところですので、代替案の検討というか列挙は、義務づけた方がいいと思います。松本委員のご意見の中には「代替案を検討しない場合にはその理由を付す」とありましたけれども、代替案検討は義務づけで、むしろ検討しないということはあり得ないと思います。それから、この段階ではノーアクションも当然比較検討の対象にするべきですね。諸外国の例がそうっておりますし、そういうようなことはきちっとやった方がいいと思います。

これは私の意見です。

今の件、どうでしょうか。

清水部長 きょうはどの程度のディテールの議論をすればよろしいでしょうか。

原科委員長 今の私の意見は中身、このガイドラインでどういうことを求めるかということで、その項目として、私は代替案のことは、はっきりと明記した方がいいと思います。

清水部長 細かいワーディングは、ワーキンググループで言葉の意味も含めてやりとりをしな

いとなかなか詰まっていけないと思いますので、差し支えなければ、とりあえずざっくりと。特にただいまの文章につきましては、今朝拝見したばかりでもあり、今のご説明を伺いながら理解を進めている段階でございますので、暫定的にざっくりしたコメントを今日はさせていただきます。もちろん、そのプロセスで細かいやりとりができれば有難く存じますけれども、今日のコメントで全部ということではなく、とりあえず気がついた大きな枠組みについてだけまずコメントをさせていただければと思います。

原科委員長 今の代替案の話は枠組みにかかわるところなんですね。

清水部長 はい。代替案についてもコメントさせていただければと思います。

原科委員長 では、お願いいたします。

清水部長 3点ほど大きな視点があります。1つは、松本委員からもお話がありましたけれども、我々かねてより申し上げているとおり、これは経済産業省から受託している調査でございますので、その枠の中でしか我々は作業できませんし、それ以上するつもりもありません。したがって、予算的な制約とか、そもそも受託調査に求められているものにどう応えるのかというところがポイントでございます。その意味で何点かございます。例えば、「フォローアップ」という表現が幾つか出てまいりました。事業化の状況とか、環境社会面の影響とか、それから、大きなところでは松本委員のペーパーの6ページのフォローアップのところに「本調査結果から環境社会配慮がどの活かされているかの追跡調査」というのがありましたが、正直申し上げて、これは受託調査の項目の中に入っていないので、我々としてはやるつもりはありません。

ワーキンググループではフォローアップ調査のお話をしました。「制度を良くしていくため、具体的にどのくらい円借款案件につながっているかについて調査をしてください」という項目がありましたので、それは実施しました。調査を行ってもなかなか円借款案件へのつながりが分からなかったように、個別案件をフォローアップするというのは実質的にも無理だと我々は思っています。そういう実態上の話はさておき、そもそも1件1件のフォローアップを行うことが求められる中ではない以上、我々を行うつもりもありませんし、そのための予算がアロケートされているものではございませんので、フォローアップをガイドラインに書くことが適当だとは私は思いません。

最後にMETIの制度について松本委員からお話がありました。これは以前にも何度かやりとりをした点でございますけれども、私どもとしては、ここまでこの委員会の中で言えるのか否かという点をご議論をいただくべきかと思っています。経済産業省の入札仕様書に環境社会配慮を盛り込むべしというのを、環境社会配慮ガイドラインをつくった機関自身が申し上げること自体、事業を受けることの出来る機関を狭めろという意味になるわけでございますので、それを言うのが適

当かどうかという議論は大いにあるべきかと思っております。受託調査であるという制約条件の上でこのガイドラインの議論はされるべきというのが第1点でございます。

第2点目は、実際の事業者はだれなのかというのか我々の調査の段階ではわからないという点です。事業者ではなくて、コンサルとか調査会社が、調査をしている方で、実際にこの調査案件がプロジェクトになるかどうかには、まだまだ何ステップか先があるわけでございます。したがって、事業者がまだわかっていない段階で、例えば、今、先生がおっしゃった代替案のような話ができるのかという論点があり、私は代替案を求めるべきではないと思っております。

それぞれの提案者は、それぞれの提案者の得意な分野において提案をしてきているわけでございますので、「あなたは他の代替案を出さなくてはだめだ」ということを言えないと思います。例えば、ダムの提案をしてきた者に「なぜ代替案として火力の提案がないんだ」とか、今、神崎委員がおっしゃったように「なぜ原子力の提案がないんだ」といっても、多分できないと思います。事業者が決まれば、幾つかのオプションの中から、こうしたい、ああしたいという話が出てくるとは思いますけれども、一つ一つのプロジェクトを調査している者に代替案を出せというのは難しいと思います。これは代替案の定義にもよるとは思います。

それから、ステークホルダーミーティングのお話がこの事業者との関係ではあろうかと思っております。ここはむしろ委員の方々のお話を伺いたいと思います。私どもは、最終的に報告書の中に「ステークホルダーとこういうヒアリングをしたものが情報としてあります」と書かれることを否定するものではありません。しかし、ステークホルダーミーティングをマストでやりなさいというのは現実的に無理だと思いますし、求めるべきではないと思っております。

調査をしている者が、現地の人たちに、その調査プロジェクトが実施されるかどうかもわからない段階でヒアリングをすることは、もしヒアリングをすれば何らかのコミットメントをすることにもなりかねませんし、そういうことをやらせることが本当に必要なかと疑問に思います。時間もお金も限られているジェット口調査の中で限られた情報をとってくることにどれぐらいの意味があるのかということかと思っております。松本委員のペーパーの中でも、例えば短期間の調査ではかえっていいかげんな記述を招くおそれがあるということ、チェック項目について書かれていますけれども、仮にステークホルダーミーティングということで、現地の住民とお話をしなさいということと求めると、そういう逆効果が生じるのではないかということを感じる次第でございます。

それから、3点目は委員会の件でございます。神崎委員が公募制というお話もされていましたが、私どもはこの委員会についてはオープンにするつもりはございません。案件の採択というプロセスでございますので、通常どんな組織でもオープンにしてやっているところではないと思

います。

とりあえずざっくりと3点のコメントでございます。この他の細かい点については意見交換をする中でコメントをさせていただければと思います。

原科委員長 今、3つまとめてご回答いただきましたが、今のことに對して何かご意見ございますでしょうか。

松本委員、どうぞ。

松本委員 私も簡単に。フォローアップについては、受託であるという難しさは重々承知の上議論をしているつもりですが、今回、例えば地球環境プラントの方であれば、19年度の入札の中には実施済み調査案件に関する評価、フォローアップの実施というのが入っていますよね。もちろん、これは毎年入っているわけではないということなのかもしれませんが、この中で例えば 18年度に実施した調査報告書、18件の評価分析というのがありますが、どういうふうに評価しろとはどこにも書いてないわけですね。こういうときにこのガイドラインでフォローアップの中に、環境社会面がどうなったかというフォローアップをすることがあれば、ジェットロとしてはそれに引っ張られる形で、評価の中に環境社会面を入れようということが導き出されるのではないかと思います。

受託だということであえて書かなかったのは、どのぐらいの頻度でやらなければいけないかということはガイドラインには書かなかったのであります。つまり、どのぐらいの頻度でこういう受託があるかもわからないですし、ジェットロ側ができるかどうかもわからない。

原科委員長 今日はジェットロの早帰り勸奨日なので、昼食は早めにやりましょう（笑）。昼食の用意をお願いいたします。中抜きはないように、食べながらやりますか。そういたしましょう。

今のフォローアップに関して……。

松本委員 フォローアップについてはそういうふうに思いました。

2点目は、これも考え方でありますけれども、基本的に自分たちが提案しようとしている、あるいは売り込もうとしている案件が、ほかと比べてどうであるかということは、企業としては当然考えることだと思いますので、清水部長が言ったような視点であれば代替案の分析が必要ないという議論にもならないのではないかと思います。もちろん、それは「我田引水」的な代替案比較になるのではないかという議論もあるかもしれませんが、少なくとも代替案比較をすることが、事業者が未定の段階ではあまり意味がないとか、あり得ないということではないと思えました。

3点目については、確かに民間企業が入ってきていますので、JICAの審査会とはまた色合いが違うのかと思います。この辺は神崎委員からコメントがあるかと思います。

以上です。

原科委員長 ありがとうございます。

吉田委員、どうぞ。

吉田委員 私は授業が1時からあるので退席する前に一言コメントさせていただきます。

これも個々の細かいところではなくて、ざっくりとした意見ですけれども、1つは、今後これをつくっていく過程で、ガイドラインとして最終的にジェットロが発行する前に、実際に受託して活動している企業、あるいは、それに相当する団体、そういう人たちの反応といったらあれですけれども、意見を聞く場があってもいいのかなと思います。できてから、これは使えないとか使えるとかいう話になってしまうという状況は、我々が望んでいる状況ではないと思いますので、そういうプロセスが一つあったらいいかなということですね。

それからもう1つは、この案件形成調査の位置づけです。これはプロジェクトサイクルの中ではアイデンティフィケーションとかフォーミュレーションと読まれていて、その目的は基本的にはフィージビリティスタディのタームズ・オブ・レファレンスを決めるんですよと、そういう位置づけですね。すなわち、フィージビリティスタディのための業務指示書、とりわけここでは環境社会配慮に関する調査の内容と資源ですね、予算等々。そういう位置づけとしていいと思います。これは皆さん大体そういうふうにコンセンサスがあるように思います。

もう1つ、松本委員の大作を感心していたんですけども、環境社会配慮という視点から大きな像というか対象を見ると、当然こういうご意見が出てくるというのは納得できるんですね。しかし、事業そのものはその社会、その地域、その人々にとっての重要度、優先度というものはあるわけで、我々は最初に環境社会配慮があって、そこから出発するというのももちろんあるんでしょうけれども、途上国を対象としていると、彼らにとっては彼らの持っている開発の主たる目標を達成するための事業という位置づけがあって、その事業がどうしても必要で、優先順位が高ければ、環境社会配慮の影響が大きくても彼らはやらざるを得ないと思うんですね。そういうときにはバランスの問題ということになってくると思うので、環境社会配慮も事業という彼らのあるいは企業の目的の重要度に応じた取り扱いというか、バランスを見ながらやらざるを得ない、そういう現実的な側面も見逃してはいけないなと、そういうことをひとつ意見として。

以上3点ぐらいのことです。

原科委員長 ありがとうございます。

吉田委員 これで中座させていただきます。

原科委員長 ありがとうございます。

それでは、岡崎委員、どうぞ。

岡崎委員 吉田委員が言われた2点目は、私も全く同じ印象を持ちました。私たちに与えられている委員会のTORを考えれば、環境社会配慮に議論が集中するのは当然と言えば当然ですが、一方で案件形成調査の本来の目的と言いますか、案件形成調査をやる上で環境社会配慮の影響を確認するというのは、リスク評価の重要な一側面ではありますが、しかし一側面にすぎないわけですね。その案件がプロジェクトとして本当に成り立つのかどうかということ、経済的、財務的、それから、技術的に検討した上で案件をつくっていくということが案件形成調査の本来の調査で、その中で環境社会配慮の確認もやっていくということだと思います。

そういう観点に立ちますと、これはずっと私は言い続けていることですが、余りに詳細なガイドラインをつくと、それを受託する側から見ると「これを満たさなくてはいけないのか」ということになりかねないわけですね。そうすると、調査をする上でもそこに相当の資源を投入しなくてはいけない。一方で、制度上の制約がある。そうすると、とてもできないという対応になるか、あるいは、自腹を切って対応するということになってしまう。それは制度の本旨からすると避けなくてはいけないことだと思います。

ですから、繰り返しになりますけれども、私たちは有識者として環境社会配慮という議論に集中するという役割なんです。吉田委員が最後に言われましたように、バランスということ、最終的にガイドラインに、ガイドラインという名称がいいのか、あるいはもう少しソフトなルールがいいのか、そこは留保したいと思いますが、文章に落としていくときに配慮が必要なのではないかなと思います。

もう一点は、あくまでガイドラインないしはガイドライン的なものをつくる対象は「調査」であるということの難しさですね。というのは、ガイドラインをつくとコンプライアンスと言いますか、遵守状況をチェックすることになります。先ほど松本委員のペーパーの中に異議申立をつくるまでのことはないと言いながらも、ものをつくった以上はそれが適切に執行されているかどうかを確認することは必要だと思いますが、難しいのはその対象が調査だということですね。

J B I Cであれば融資対象プロジェクトがあるわけですから、そのプロジェクトが現地の環境基準等を満たしているかどうかということ、数値的にチェックするわけですが、調査業務でかつ項目立てをする。すなわち、きょうの議論を前提に考えると、次の本格的な調査でやるべき環境社会配慮の項目をつくっていく。その項目をつくっていく上で、調査をするに際してどこまでガイドライン等の遵守ということ、求めているのかということ、これは私自身もまだ整理がついていません。

それから、神崎委員から出たペーパーを読んでパッと思ったことは、ODA大綱のことを言われていて、これもガイドラインをどこまで書くかということにも影響してくると思いますが、案

件形成調査で括った場合には、地球環境だけではなくて、民活とか石油も入ってくるわけですね。基本的な考え方としては、民活というのは民間でやるべき事業を対象にした調査ですし、石油の方も対象国が産油国ということになりますと、ODA大綱をそこにかぶせていくというのはどうなのかなという気がいたしました。

いずれにしても、松本委員のペーパーはきょう拝見しましたし、議論すべき項目は網羅されていると思いますが、最終的にジェットロが定めるガイドラインないしはガイドライン的なものに、ここまでのものを本当に求めるのかなという気はしております。

以上です。

原科委員長 ありがとうございます。

では、お昼の準備ができました。

食べる前に一言どうぞ。

神崎委員 審査委員の公募の件なんですけれども、清水部長が公募制にするつもりはないとおっしゃったのか。オープンにするつもりはないとおっしゃったんですが、どのあたりまでオープンにするつもりはないのか。全くオープンにするつもりはないのかということを確認させていただきたいのと、その理由をもう一度お伺いしたいと思ったんです。

清水部長 これは松本委員もおっしゃっていましたが……。

原科委員長 あとは食べながら。

清水部長 民間企業の方々のアイデアをお借りするというのがこの制度の趣旨ですので、どんな案件が出てきて、どんな案件が落ちたかという話は一切オープンにしておりません。提案はまさに提案者の知的財産でございますので、それをオープンにするつもりは全くありません。審査のプロセスにおいてどういう議論がされたというのも公開するつもりはありません。最終的にはこれは1件4,000万とか5,000万の調査予算をつけるわけでございますので、そのプロセスに関与している方のお名前をオープンにすることは適当だとは思っておりません。そういう意味で公開にしませんと申し上げました。

神崎委員 ただ、採択そのものはジェットロがやるわけなので、そこにどういう意見を……。

清水部長 ですから、採択結果については全部オープンにしています。私どもがこういうものを採択しましたということは全部オープンにし、それについてコメントがあれば当然受けますし、そういうものだと思っております。

神崎委員 私はそれほど難しいことだというふうに思わないんですね。最終的な判断はジェットロで行うわけですので、そこにどういう方の知見を、意見なりを入れていただいているかということオープンにするのは、その方々の責任を問うということではなくて、可能ではないかと思

いますけれども。

清水部長 責任を問うかどうかではなくて、いろいろな形で公平性を担保するという意味でオープンにしない方が適当だと我々は考えていますので、オープンにするつもりはないというふう
に申し上げております。

神崎委員 そういうふうに言い切られると議論ができないんですが。

清水部長 いえ、議論していただいて結構でございます。こういった入札にかかわるようなプ
ロセスをオープンにしている例というのはどれぐらいありますか。

原科委員長 それはどういう局面か整理して議論した方がいいと思いますので、食事して、休
んでからやりましょう。

清水部長 一点だけ。ODA大綱の件は、神崎委員が委員になられる前の委員会で松本委員か
らご質問いただいてお答えをしています。募集要項の中に、ストレートにODA大綱とは書いて
ありませんけれども、「国によっては支援が受けられない国があります」ということを明記して
います。支援できない国はできないという判断をしていきますということになっておりますので、
そこはODA大綱を言うまでもなく、考慮をしているということでございます。

これをガイドラインに書く必要があるかどうかという点については、岡崎委員もおっしゃった
とおり、私どもはODAでない制度も含めて今議論しておりますので、私はあえてガイドライン
に書く必要はないのではないかと考えております。

原科委員長 ちょっと水を入れまして。しばらく口を食べる方に使ってください、10分ほど。

午後12時19分休憩

午後12時45分再開

原科委員長 では、食事も終わったところで、あと40分ほどですが、議論を続けます。

先ほどの続きになります。審査会の公開の問題があったと思いますけれども、その辺のこ
とで何かございますでしょうか。よろしいですか。さっきの続きは。

神崎委員 整理して話をしていく方がいいですね。

原科委員長 調査報告書に関する審査も公開できないという意味ですか、先ほどおっしゃった
のは。

清水部長 いえ、調査報告書に関しては、公開も何も、内部でチェックしていますので、そう
いう意味では.....。

原科委員長 報告書の審査とは別の話ですね、さっきの公開しないというのは。

清水部長 案件の審査の話です。

原科委員長 案件の審査に関しては公開しないということですね。

清水部長 ええ、報告書については審査委員会を設けていませんので。

原科委員長 それを設けてもらいたいという提案です。

清水部長 そもそもそれを設けるかどうかという議論をしないといけないのであって、公開かどうかという話ではないと思っています。我々は委員会を設けるつもりはありません。何のためにガイドラインを作り、どういうふうな報告書をつくりなさいという方向性を書いているのかと言えば、事務的にきっちりとチェックできるようにポイントをクリアにしているということだと考えます。

ガイドラインというのはある種のコミュニケーションであって、我々と実際に調査事業をやられる方が、こういうことを調査でやるのですねという理解をするためにクリアなものではなくてはいけないと考えます。それに従って報告書を書いてきているのであれば、それを我々がきっちりとチェックすることで十分ではないかと思っています。最終的に報告書は全部公開いたしますので、それについて世の中からいろいろなご批判があれば、当然受けていくということだと思っています。

原科委員長 その辺は議論がいろいろあるところだと思いますね。そういうお考えと、もう一つはつくるプロセスから公開した方がいいものができるのではないかということだと思います。

審査会を設けたらいいのではないかというご提案ですけれども、ジェットロとしてまだそういう考えはないと、内部できちっと審査するというところでございます。この件はいかがでしょう。

どうぞ、満田委員。

満田委員 公開は非常に重要な項目なので、何を公開していくのかということについては長い時間かけて議論した方がいいと思うんですが、一つ確認したいのは、清水部長からご説明のあったジェットロのペーパー、「手続き」(案)の1.において関連するような事項が書いてあると思うんです。

原科委員長 1のどれですか。

満田委員 1.のホです。

原科委員長 1.のホ、採択案件の公示に際し、環境社会影響に関する検討結果を案件毎に明示する、この部分ですね。

満田委員 はい。ここの項目が、検討委員会の議論をつぶさに公開するおつもりがなくても、その結果こういう案件が採択されて、その採択理由はこういうものであったという、その結果だけを公開するつもりで書かれたのかなということを確認したいんですが。

清水部長 これは、スクリーニングの説明で先ほどお話し申し上げましたけれども、環境社会影響評価を「やる」、「やらない」、「ある」、「なし」をチェックするわけですが、それを書

くという極めてシンプルなことを想定しております。

満田委員 スクリーニングの……。

清水部長 スクリーニングをやって、環境社会影響評価についてきちんとやらなくてはならない案件と、やる必要はないであろうという案件の、2つに大きく分けますというご提案を申し上げたわけですが、その結果をここに書きます。例えば、十数件あれば、その中の何件かは、これは特に環境社会影響評価についてはやる必要ありませんということです。フォーマットはまだわかりませんが、チェックをするようなイメージであります。

原科委員長 そういうことですか。

いいですか。

満田委員 私も採択に当たっての透明性は非常に重要だと思っております。ただ、一方で採択に至らなかった案件名まで出すような公表に支障があるのかもしれないということは理解できます。ですから、採択された案件の環境社会影響の有無及びその理由、そして、採択した際に例えばスクリーニングフォームのようなものは公開可能なのではなかろうかと考えました。

各段階での公開テーマはあると思うんですが、調査終了後の公開も非常に重要でして、松本委員からは報告書そのものの公開についてウェブ上に掲載するというご提案がありましたが、神崎委員からは、最終報告書に基づく外部専門家の意見もあわせて公開するというご提案がありましたけれども、これも非常に意味があることでして。要は、報告書がその後どのように使われていくか、あるいは、F Sまでで活用していくに当たって、外部的な専門家はこう考えるというコメントを公開することは大いに意義があると思います。

原科委員長 最終報告書は意味がまるで違いますからね。

まず、案件採択段階の話としては、今のような整理でよろしいでしょうか。採択案件に関しては、どの程度まで情報公開になりますかね、採択案件に関する情報は。ここに書かれたのと……。

清水部長 満田委員のご質問でよくわからなかったところがあるのですが、スクリーニング様式もあわせて示すというお話でございますか。

満田委員 スクリーニングフォーム自体の公開は可能なのではなかろうかと考えました。

清水部長 フォーム自体は公募要領につけますので、当然出していくことになります。

満田委員 記入したスクリーニングフォームは。

清水部長 それは公開しません。

満田委員 その理由というのは。

清水部長 個別案件などの情報は公開しません。我々の目的は調査をしていただくことですので、調査で出来た報告書を皆さんに見ていただくということです。この採択段階ではま

だまだ内容はわからないわけです。ですから、環境社会影響評価が「ある」「なし」というのをまずとにかくざっくりやってみましょうというのが、ワーキンググループでも議論になった論点だったかと思います。例えば人材育成計画をつくるというようなペーパーワーク案件で環境社会配慮は要らないでしょうから、対象から外していけばよろしいわけです。それ以外の案件については、環境社会影響配慮はしますということになるわけですから、それは調査の中できちんと検討していただいて、どういう項目を次の段階でチェックするのかというのを調査報告書に書いていただくということではないかと思っています。

ですから、この段階で幾らチェック内容を示したからといって、あまり意味のある情報とも思えません。いずれにせよ環境社会影響配慮をすることはするわけですから、それ以上何を求めるのかと言われると、私にはよくわかりません。この段階では、環境社会配慮の必要性のある、なしをきちんと明らかにすれば十分ではないかと思います。他の委員の皆様のご意見も伺えればと思います。

原科委員長 採択された案件について、環境社会影響に関しては、この点とこの点をきちっと調査してもらいたい、そこまでということだと思います。

清水部長 いや、それはこの時点ではわからないと思います。つまり、次のステップで何をやるかというのを書くのがこの調査の目的なのですから。調査をやる段階でどこまで環境社会影響があるかがわかっていれば、調査をやる必要はないわけです。それを知るための調査なのですから。

満田委員 ジェトロ案に添付してあるスクリーニングフォームの活用方法なんですけれども、最初の採択段階のときにこのスクリーニングフォームに書いてもらって提出していただいて、それをもとに採択を決めると、そういう目的で使われることを前提にしていらっしゃるんですか。

清水部長 これでは採択を決めるのではなくて、採択に際して環境のファクターについてこれでチェックするのです。

原科委員長 採択のための情報の一部でしょう。

清水部長 ええ、情報の一部でございます。先ほど岡崎委員からもご指摘ありましたけれども、重要な一要素ではありますが、これだけで決めるわけではありません。その中の一つのチェック項目としてこれを使ったらどうかということです。

原科委員長 社会的便益とか経済的效果とかを勘案してだと思えますね。その一部ですね。だから、案件採択段階では採択案件についての環境社会影響の範囲ぐらいですか、大枠は示すと。当然、調査報告書の中で出てくるということですね。

清水部長 これまでの経験からいうと、ほぼすべての案件が環境社会配慮を行う案件だといま

す。ですから、我々としてはきちんとやらせるということかと思っておりますが、あえてやる必要がない案件にまでそれを求めるのはおかしな話なので、それはこの段階ではじいたらどうかと考えているわけです。こういうお話はワーキンググループでもございました。

原科委員長 逆にいうとこれはむしろはじかなくてもいいかもしれない。

清水部長 我々は現在は外していません。

原科委員長 この案件を採択しましたというだけだと。あと、環境社会影響評価に関しては次の段階、調査報告書の中でやってみて必要なければ、結果的にやらないけれども、スタートでは可能性を含めて、それで外れてもいいかもしれない。

清水部長 それでもいいのかもしれない。

原科委員長 ここで要らないよというのは言いにくいでしょう、環境社会影響の評価は要りませんというのは。ジェットロとしても言いにくいんじゃないですか。

清水部長 いや、明らかに外してよい案件というのは過去にもあって、先ほど申し上げたようなペーパーワークしかやらないような案件であるとか、コンピュータシステムを建物の中に設置するような案件というのは、最初から外れてもいいのかと思います。こういう手順を書かなくてもあまり実態は変わらないような気はいたします。ただし、スクリーニングプロセスを入れ、こういう「ある」「なし」をチェックし、それをオープンにしていくということもプロセスの一つだろうということで我々は考えていきたいと思っています。

原科委員長 よろしいですか。

満田委員 はい。

原科委員長 むしろ調査報告書をつくる段階での審査プロセスというかな、それはジェットロ内部でやられるということですが、このプロセスを、透明性を高めるかどうか。その辺、どんなふうにしたらいいかということのご意見がございませうか。

どうぞ、満田委員。

満田委員 たびたび申しわけないんですが、採択段階での情報公開のあり方というのは、ワーキンググループでもう一度時間をとって議論すべきことかと思えます。というのは、今言ったようなお考えもあると思いますし、一方で妥当な調査をジェットロ調査内で行っていくために、例えば外部からのコメントを得るということも重要だと思うんですね。そのときに、どこまでこの段階でわかるかという議論はあると思うんですが、ある程度の案件の情報が公開されていることのメリットも非常に大きいと考えているわけです。ですから、そこら辺については、再度、ワーキンググループの中で議論させていただければと思います。

原科委員長 案件採択にかかわる情報は、応募者にとって公表されると困るという場合もあり

ますし、逆に公表してもらいたいという場合もあるんですよ。例えば科研費などはこれまで採択しない場合はあまりそういうことを公表しなかったんですが、今はむしろ情報公開することによって客観的に評価したことを示す、説明責任を果たすという格好に変わってきましたので。採択されない立場からいうと逆に公開してもらいたいということもあり得ますから、この辺はそういう整理をしておいていただいた方がいいと思います。基本的には難しいのではないかという印象を私は持ちますけれども、両面から検討してください。

そういうことで、そのことはワーキンググループで検討していただくことにしまして、調査報告書に関するところでいかがでしょうか。

高梨委員、どうぞ。

高梨委員 若干、松本委員のペーパーに戻る感じなんですけれども、報告書をつくる現場の立場からしますと、風邪を引いていたということの割には内容がたくさん豊富に盛り込まれていて、これを全部カバーしろということになると、期間と、基本的に我々がいつも心配しているのは、現地政府からの正式な要請がないという範囲の中で、JICAの「チェックリスト」のようなことが現場でどこまでできるかと。私の理解では、現地調査は2～3週間を中心にした形で1カ月以内だと思いますので、そういう期間でここに盛り込まれているようなことを担当の調査員がカバーするというのは現実的に非常に難しいのではないかなという気が率直にいたします。ただ、松本委員の業績で、最後にこういった「チェックリスト」を押しつけると、実際十分調査していないのに「問題ない」というようなことに往々にして陥るような問題点の懸念を指摘されているので、私はむしろこういう点の方が逆に害があるような気がいたします。

一点、代替案の件ですけれども、委員長からも「ぜひこの段階でも代替案を」というご指摘があったんですが、現場で考えますと、この調査は民間の経験と知見を使っていい案件をつくっていかうと考えているときに、本格的な代替案検討は難しい。我々は代替案を考える場合には事業費の見積もりなどいろいろなケースを想定しないとイケない。FSの段階でさえ概略設計をつくってある程度積み上げながら、割合をとりながら事業費をつくっていくと。今回のジェットロの段階はさらにその上流部分ということになりますと、そこでどの程度の代替案が検討できるのか。これもあまり押しつけると、さっきも言ったように、3つ検討したけれども、これが一番いいというような、安易な結論になってしまうのではないかというような懸念を持っています。この辺も案件次第なんですけれども、必ず代替案を検討するというのは、個人的には非常に厳しいなという気がいたします。

松本委員からの「ガイドラインの目的」というところでちょっと気になるのは、5つ目のポイントに「事業化が具体的に進んでいるもの」と書いてありまして、これについては「この調査の

対象にしない」とはっきり書いておられるんですが、私ども現場から言いますと、現地政府あるいは日本側でも案件自体は議論としては進んでいるものが結構あるんですね。例えば、当該地域に電力がないので、何らかの形で発電施設が必要だとか、水道でも、水質が非常に悪くて断水が多いので、この地域には早く浄水場を整備しなければいけないというようなことも含めて、いろいろな形で案件の事業化の期待が、大きな案件というのは意外とあるんですね。

そういうものが従来十分調査をされなくて、アイデアだけが先行しているということもあって、そういうときにこのジェット口調査が機動的に迅速にそういうものを拾い上げて具体化につながる一歩にするということもあるんです。そういった場合、定義のことになってしまうんですけども、事業化が具体的に進んでいる場合、あまりそれを厳しくとらえて、議論が進んでいるようなものは一切対象にしないで、海のものとも山のものともわからないようなものだけを選択するというような意味があるのであれば、この事業の趣旨からいかがかなという気がいたします。

それから、基本方針の中で「幅広い現地ステークホルダーを特定した上で云々」ということですが、調査期間の範囲内で関係のありそうなステークホルダーと協議するなり、情報収集するというのは大いにしていいたと思うんですけども、全般的にある程度決めて、この範囲のステークホルダーというようなことはこの段階ではなかなか難しいのではないかなという気がいたします。きょうこれをいただいたので、もう少し議論することになると思いますけれども、あまり盛り込みすぎてしまうと、結果的には十分実施されないということになってしまうので、その辺は今後とも十分議論していただけたらと思います。

以上です。

原科委員長 ありがとうございます。

一つだけ。代替案のことは、私は確かに代替案検討自体は難しいと思いますけれども、少なくとも検討すべき代替案の範囲についてはきちんと書かなければいけないと思います。おっしゃるように個別にやっていると時間も費用もかかって無理だと思います。しかしながら、ノーアクションは絶対比較する、それ以外に環境社会配慮をどの程度まで範囲として考えていくかと。その考え方をきちっと示していただくということまではやらなければいけないと思います。個別の細かい分析までは難しいというのはおっしゃるとおりだと思います。

ほかにございますでしょうか。柳委員、どうぞ。

柳副委員長 代替案のことも極めて重要だと私も思っています。先ほど吉田委員から、事業者が提案するときの当該国での優先順位があると言いましたね。それから、提案に当たっての環境社会配慮の項目チェックが優先順位とどうリンクしているのか、どう関係しているのかということについて、相互にバランスがとれているというのが提案者にとって非常に重要なんだと思いま

す。そこで代替案というのはそれに関連して出てくるんだらうと思いますけれども、環境社会配慮項目を影響回避するというところの方策として、調査実施者が検討している内容を複数記述してもらおう。こういうことをすると環境社会配慮項目の中のこの点については影響回避ができるのではないかとか、そういった調査段階でまだ検討していること、頭の中にあることを記述してもらおうということは一つの代替案だらうと思うんですね。

ですから、代替案について、A案、B案、C案、D案というようなことで、個々の経費から全部検討するというのではなくて、優先順位との優先度、当該国は優先度が高いと思って提案しているわけですから、それとの関連で出てくる環境社会配慮の回避のための方策というところに焦点を絞っていただいて記述していただくということがあってもいいのではないかなと。そういうふうに代替案の位置づけをとらえることが必要ではないかなと僕は個人的には思っています。

以上です。

原科委員長 同じようなことですね。私もそういうふうに思います。

どうぞ。

清水部長 代替案の定義の問題だと思うのですが、現在の調査レポートも、例えば、このまま現状を放置すればこんなに交通渋滞はひどくなります、こんなに社会的なロスがあります、それに対してこういう高架橋をつくればこういうふうに改善しますよという、ある意味ゼロオプションと事業を実施した場合の比較を提示して、自分のプロジェクトの説明に入るといって報告書の構造を皆さんとっています。そうでないと案件を売り込めないですから、当然それはやるわけです。案件によっては幾つかの選択肢がある中で、これがいい案ですという簡単な評価をしているものもありますが、ウエートのかけ方の問題だと思っています。

その程度の比較であれば多分調査される皆さんはやられると思うし、やらないとアピーリングではないので、求めればきちんと答が返ってくると思います。しかし、仮に代替案として全く違うオプションを提示しなさいということになれば、先ほど高梨委員もおっしゃったように、時間的にもコスト的にも無理だと思います。先ほど、コメントの中で申し上げましたが、例えばダムをつくりたいという提案者に、「いや、電力不足を解消するためには水力だけではなくて、火力だってあるだらう、原子力だってあるだらう。それが書いてないじゃないか」と言われても、できる能力もないし、それをするつもりはないといえます。そうした代替案比較をやるのは事業者であって、この調査の主体がそこまで検討するのを求めるのはおかしいと私は思っています。

この調査はそういうオプションのうちの一つの提案であって、こういうオプションが幾つかある中で、事業者が判断をしていくのだと思います。それぞれの調査はあくまでオプションの一つととらえるべきだと思います。従って、提案も含めて他にも広く代替案を提示しろと言われるとこ

の調査は成り立たないと思います。繰り返しになりますが、柳委員がおっしゃったように、提案するプロジェクトの前提としてのいろいろな影響を議論するという形の代替案であれば、書いていただくことは十分可能だと思います。その辺の定義づけをはっきりしないまま代替案を書くべしというと、非常に重荷になるのではないかと考える次第でございます。

原科委員長 それは調査する主体の判断によっても変わってくるんじゃないですかね。エネルギー供給という観点から調査すれば発電方式を考えてもいいわけでしょう。それから、火力だったら発電の燃料どうするかとか。いろいろな調査の目的というか、調査主体の考え方で幅は変わってくるんじゃないですか。

清水部長 相当バラツキはあると思っています。電力不足を解消するということになると、燃料ソースも含めた代替案を議論するでしょうし。例えば、独立系発電事業者はオプションを考えると、機器を敷地の中の東に置くか西に置くかぐらいのオプションしか考えてこないかもしれません。代替案というのは一体何だというお話になるのだと思います。いずれにしても、代替案を押しつけることの意味は何だということは慎重に議論をして……。

原科委員長 やっぱりノーアクションなんです。ノーアクションは必然で、ノーアクション以外は自分のできる範囲内の代替案しかないんですよ。自分ができる範囲内での代替案でうまく環境配慮できなければ、ノーアクションを選ぶことになりますから。だから、必ずノーアクションを入れておけば今のことに対応できると思います。

清水部長 それをどれくらいやらせるのかという話だと思います。何もしないときの影響を精緻に分析しなさいと言われると、それだけで4,000万かかってしまうわけですから。

原科委員長 そういうことではなくて、検討する代替案の範囲を明確にすると、最低限。アメリカのNEPAの制度では必ずノーアクションは比較検討させます。その結果、逆にその事業の必要性の説明ができて、立地が可能になっている場合がありますから、ノーアクションは必ず手打ったと思いますよ。

満田委員 代替案の検討についてですが、清水部長がおっしゃったように、どこまでやるかというのは非常に大きい問題だと思っております。それからまた、形だけの代替案検討に終わってしまったらあまり意味がないということはあると思うんです。ただ、事業形成をしていく初期の段階からいろいろな代替案を、事業を正当化する、事業ニーズをクリアにしていくというプロセスにおいても、ある意味当然のことのように事業を形成する主体が行っていく過程なのではないかと考えているわけです。あるニーズがあり、このニーズはこういう理由でこういう事業が提案できると。それに当たって有力な代替案はこういうものが考えられて、それぞれの経済的、技術的、環境的側面はこうだと。そういった思考の過程あるいは検討の過程を明確にして文書化して

いく、これは非常に重要なことだと思っております、たとえそれが、事業実施者でない、事業の提案者たる民間企業の方であったとしても、自分が提案する事業に対するノーアクションを含めて有力な代替案をある程度列記して、かつその時点でわかる範囲の検討を行うことは決して無意味ではないと思います。

原科委員長 いや、アセスメントの基本的機能は、今、満田さんがおっしゃったとおりだと思っております。ただ、そういう説明責任を果たすためのプロセスだと思います。だから、ノーアクションは必然的にそういうことなんです。つまり、それはやる必要があるというご説明をしたいわけですから。

清水部長 質問ですけれども、アセスメントのフローの中でオプション、代替案を検討する主体はだれでしょうか。やはり事業者ではないのでしょうか。

柳副委員長 もちろん事業者です。

清水部長 ですね。ここでは調査の主体がやるのでしょうか。

柳副委員長 ただ、アセスメント自体は事業者のセルフコントロールですから、自らのやる行為について、自分で説明責任を果たすような形です。だから、一般的には提案者が自分の言っている提案行為に対して説得させなければ採択されないわけですから、それについては論理的な構成をとるということですよ。大学の授業でもよくあるんですが、「こういうことで訴訟を起こせますか」という議論をしたときに、「起こせます」というだけの答えだと何もわからないわけですね。A案、B案、C案とありますけれども、A案の場合はこういう問題がありますと、B案の場合はこういう問題がある、C案だとこういうふうにいけるので、だからC案がいいのではないかというような、相手に対する説得ですね。

だから、その範囲内で提案者が考えている考え方もちゃんと準備してもらおうということは、当然、審査する側にとっても基本情報として必要なもので、そのことを妨げてはいけないというような範囲内で代替案を検討されたやつを記述していただくということは望ましいことですよという方向性を設けたっていいと思うんです。私が申し上げているのは、そのレベルでの代替案ということを行っているわけです。

原科委員長は先ほど「ノーアクション」と言われましたけれども、従来は当該地域ではそのことは行われていない、新たな提案行為をすることによって、その地域ではこういうメリットもあります、しかしそれについてはこういうデメリットもあるだろうと考えられると。そのためにはこういうオプションも必要なのかなというようなことを書いていただくのはいいのかなというふうには思っています。

原科委員長 今、柳委員がおっしゃったようなことですね、説明するということは大変大事な

ことなんですよ。そのためにノーアクションと比較するとかえって説明ができるということですね。実際にアメリカの発電所で、最近、原子力発電所の立地が少し出てきましたけれども、これはネパアセスをやったからだとは私は考えますよ。ネパのアセスは必ずやらなければいけないので、ノーアクションを絶対比較するんです。

エネルギーの問題とかトータルで考えると、つくることのメリットは大きいわけだから結局つくるんですね。つくる場合に、ほかの立地点を選べないので、代替案でほかの立地点を挙げても、自分の敷地内しかできないから、敷地内で増設なんですよ。そういう結論に至る例が若干出てきましたね。若干出てきたおかげでこの前、三菱重工が原子炉2つ受注したでしょ。あれはアメリカのネパのアセスがあるから、立地に対する合意のプロセスがあるから、日本に波及してきたわけですよ。

日本はそういった恩恵を被っていると思うんですね。日本だってしっかりしたスタンスでやっていかなきゃいけないんですよ。ノーアクションがあるから逆にきちんとやるべきことはできると。それが無いといつまでたっても、なし、なし、なしの話ばかり出てきて、やったらどうなるか説明できないんですよ。柳委員がおっしゃったようなことで、説明体系としてこれは非常に大事なことで、これがアセスメントの大きな機能だと私は思います。そんなような考えでぜひ考えていただければと思います。

清水部長 私が申し上げているのは、柳委員がおっしゃるように提案をアピールするために、この提案がいかに優れているのかということを書くのは当然ですし、皆さん書かれていることです。現在の報告書の中でも、なぜこの事業が必要なのかという点を書く中に当然そういう視点は入っています。その程度の想定を皆さんがされているのであれば、私はそれに反対するものではありません。しかし、事業者がやるような代替案の検討というのは、例えば道路を引くのであれば、こっちのルートに引くのか、あっちのルートに引くのかという代替案を検討するわけです。それらを想定して代替案検討ということになると、同じ作業を3つも4つもやらなくてはいけなくなるわけで、そこまで求める形になってはよろしくないのではないかというふうに申し上げているわけです。

原科委員長 これだけ詳細なアセスでないから、そこまでは無理ですね、この段階では。

清水部長 無理です。この段階では絶対無理です。だから、それを求めるのはおかしいのではないかと申し上げています。

原科委員長 むしろ代替案の範囲が決まって、その代替案を選べるような事業者が手を挙げることになりますね。だから、そこはあまり強く規定はできません。

清水部長 つまり「代替案」という言葉がそもそも適当なのかというところはちゃんと議論す

る必要があるのではないかと思います。

原科委員長 「複数案」でもいいですけど（笑）。

清水部長 事業の必要性をいかにアピールするかということを先生もおっしゃっているのだと思うので、私はそれを否定するものではありません。

柳副委員長 そうです。だから、日本では最近「代替案」という言葉を使わないんですね。アセスの世界では「複数案」ということを言っているんです。単案ではなくて、複合的な視点でものを検討して、何がいいかということを決めていくことが意思決定権者には必要ではないかという発想なんですよ、簡単に言えば。

清水部長 ここでまた「意思決定権者」という言葉が出てくると私は引かかるのです。

柳副委員長 意思決定権者というのは、段階がありますから、政策だと意思決定権者ですよ。事業だと事業者ということですよ。これだと調査の提案者ということですよ。

原科委員長 提案者ですね。

岡崎委員、どうぞ。

岡崎委員 ガイドラインの議論をするときは、この主体がだれかというのは非常に重要な点です。と言いますのは、国際機関のガイドラインもJ B I Cのガイドラインも、クライアントに対してこういうことをしなさいと、そのための基準として示しますという書き方になっています。ジェットロがチェックするものとして、そこは調査業務を律するガイドラインというのは何なのかということを僕はいつも申し上げていますが、松本委員や満田委員がおっしゃるような観点から考えれば、あたかもジェットロが自ら事業者として求められているような気がします。

ですけれども、より重要なのは、例えば融資機関であれば、金融機関であれば、借入人に対して借りる以上はこういうことを求めますよと、借入人に対してこういう環境社会配慮をしなさいという基準としてガイドラインをつくっているわけです。ですから、主体は借入人です。借入人が自らチェックしていく。今の議論も全く同じで、調査をした結果、あとプロジェクトを提案しますと。その中に複数案を織り込むことはいいと思いますが、それを最終的に決定するのは、ジェットロでもなければ、民間企業でもない、相手国の実施主体で、相手国の実施主体が自らの意思決定のプロセスの中で複数案の検討をすべきだと思います。

そのことを求めていけばいいのであって、ジェットロの調査の中でそこまでを求めるのは行きすぎだと、要するに全く同じレベルにおいてどっちがいいかということをつぶさに検討した上で、ベストな案を見いだすというような調査まで求める必要はないと思います。

原科委員長 私は半分イエスで、半分ノーなんですね。「提案者」と言った方がいいかもしれない。私はJ B I Cもずっとおつき合いしましたので、おっしゃることはよくわかります。今回

はむしろ提案者ですね、調査という。だから、提案者がどうかということです。その提案の中身は複数案を出す方が、事業実施主体を選ぶにはいいと思うんです。

ただ、中身としてはあまり詳細なものは無理ですから、それは限度がありますけれども、ある程度アバウトな部分ではありますが、少なくとも複数案を提示するということは大変大事なことで、これが事業主体が事業を計画するときに非常にいい情報になると思うんです。そのときに、ノーアクションはマストというのは、ノーアクションよりはこれだけいいんだということを強調しないといけないわけですから、私はマストだと思います。ですから、半分イエスで、半分ノーなんです。

はい、高梨委員、どうぞ。

高梨委員 今、まさに委員長がおっしゃられたとおりだと思いますし、柳委員がおっしゃるようなことは、通常その中で「代替案」というよりは「複数案」、留意事項ということで、当然検討しているんだと思うんですね。ただ、JICA、JBICの調査とジェットロ調査の大きな違いは、当該国の当該地域の問題点の解決のために、何かベストソリューションかという調査の与え方ではなくて、この地域にこういう問題があると、ある提案者はこういう提案でいきたいと、それをセレクションしてお願いするという形がジェットロの調査の特色だと思うんですね。そこに民間の知見を使おうと。ですから、提案者に向かって、全く違うオプションまで含めてすべて検討するのは当然だというようなことでは、この事業の趣旨とは違うのではないかという気がするんですね。

あくまでも問題点がある中で、この提案者はこういうふうな改善の仕方を提案しますと、それについて審査会でこれはおもしろいからやってみたらどうかということで、その結果を出してもらおう。ただし、その中では違うオプションもあるということであれば、それは当然そこである程度実施する。僕らがいう代替案の検討、要するにJICA、JBICレベルでの検討は無理だと思いますけれども、類似事項の検討は、今もやられているのではないかと思います。ですから、最初に問題点を解決するのにいろいろなオプションを考えながらやるというのはこのジェットロ調査とちょっと違うかなと。それがジェットロ調査の特色だと思うんです。

ちょっとそこだけ。

原科委員長 同じようなことをおっしゃったように思うんですけれども、私は最低限、複数案ということは言いたいんです。すべてをとというのは無理だというのはおっしゃるとおりだと思います。だけど、少なくとも複数案を示すことによって、事業を行う主体が判断材料に使うと、これがポイントだと思いますので、ノーアクションと、推進したい一つのメインのプロジェクト、それに対して環境を配慮した最低もう一つ、比較検討できるようなものを出して、相対化しても

raitai to shiyoundesu. souiyou hantain de no hokusan desu ne. subete to wa shimesen keredomo, sonna koesawaku desu.

どうぞ、松本委員。

松本委員 私はファイナンスの方、つまり事業化の方からものを見たいと思うんです。つまり、4~5,000万円のできる調査をやればいい、でもそれが結局どうなっているんだろうというのを考えたときに、例えば地球環境であれば、せっかくODAを使っているんですから、その後、JICAのFSにつながって、それがODAの案件として成立すれば、税金の使い道としては非常にいいわけですね。それに、我々はJICAの環境社会配慮の審査会に2年ほどおりましたけれども、審査会にいて思うのは行政案件の中でニーズの把握とか代替案の検討、複数案の検討が非常に弱いわけですね。何でこの案件が要請されているのかわからない案件がたくさん出てくるわけですね、JICAのFSの段階で。審査会では散々その議論をしているんです。

そういうことを考えればこれはチャンスなわけですね。ジェトロの案件形成調査を使ったものは、しっかりと複数案も検討している、そして、この案のよさもちゃんと売り込める、ニーズもわかっている、住民の声もちょっと聞いてある。これだけでかなり有利なわけですね、環境社会配慮という意味では。審査会でJICAのFSを見ていると非常に弱いところだと思うんです。そういうちゃんとした案件を日本の政府として、今後ODAとしてやっていくということで考えれば、この段階でちゃんとした調査を精査しておくというのは大事だと思いますし、その後のファイナンスを考えても、この案件を中国やロシアのファイナンスでやるなら別ですけども、日本の大手民間銀行の融資とかJBICの国際金融等業務とか、あるいはODAとか、そういうのを使うのであれば、今そこにはIFCのパフォーマンススタンダード並みの赤道原則もあれば、今後アプローチに反映される各ECAのガイドラインもあるわけですね。そういうときに入り口のところで複数案の検討とか、住民との、あるいは、現地のステークホルダーとの接点が弱いというのは、そこに至ったときに再度問題がぶり返してくるということはよくあるわけですね。

ですから、長い意味でこの案件を本当に成就させる、調査で終わらせていいと楽にやって5,000万円というのではなくて、その後の事業化を真剣に考えるなら、この中で可能なものはちゃんとやっておいた方がいいと思うんです。そういう意味では複数案の検討というのは、最後の事業化までを考えたときに、この段階で「ある」、「なし」によって結構違うものの一つだと私は思うんです。

原科委員長 時間がちょうど1時25分になりましたので、予定時間が参りました。ここで一回とめます。次回続けて審議しますけれども、その前に、先ほどのようにいろいろございましたので、ワーキンググループで検討していただきたいと思います。そこで、それ以降のスケジュール

について事務局からご説明をいただけますでしょうか。

事務局（植田） 今、原科委員長からお話のありましたワーキンググループの日程案でございますけれども、案件形成調査に関するワーキンググループにつきましては、5月21日（月）、10時～12時で、皆様ご都合がよろしければ、開催させていただきたいと思っております。

それを受けまして、次回第8回委員会でございますが、有力候補日が5月25日（金）午後を考えております。またご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

きょうは、案件形成関連調査の議論をさせていただきましたけれども、もう一つ大事なCSR部分の議論が残っております。これにつきましては、同じく5月、連休明け、ワーキンググループのメンバーの方のご都合を伺った上で、別途ワーキンググループを同時並行で開催させていただきまして、同じく25日の委員会にご報告いただき、議論をするという形にさせていただきたいと思っております。

本日もう一つ、委員の方には、4月11日に開催いたしました勉強会の備忘録ということで、どんな質疑応答がなされたかというのをお配りしておりますので、ご参考になさってください。

原科委員長 それでは、そのようなことでこの後、進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

では、きょうは時間になりましたので、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

午後1時27分閉会